

平成21年6月18日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第5日)

出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原 慎和彦 3番 松尾 仁 4番 漆原悦子 5番 中山五雄 6番 矢動丸博文 7番 井上正宣 8番 伊東盛雄 9番 岡 光廣 10番 吉富 隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 教 育 長 教育長職務代理者 鶴 田 良 弘 会 計 管 理 者 池 田 豪 文 総 務 課 長 江 頭 典 雄 住 民 課 長 鶴 田 直 輝 健康増進課長 江 口 正 光 税 務 課 長 白 濱 博 巳 企 画 課 長 川 原 源 弘 建 設 課 長 江 崎 文 男 福 祉 課 長 北 島 徹 産 業 商 工 課 長 渡 邊 昭 秋 教 育 課 長 岡 義 行 文 化 課 長 原 田 大 介 子 ども 安 全 課 長 大 隈 忠 義 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 島 日 出 夫
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 小 野 清 人 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成21年6月18日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 議案審議
議案第31号 専決処分（上峰町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第2 議案第32号 専決処分（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第3 議案第33号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第34号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第35号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第36号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第37号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第38号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第39号 上峰町福祉タクシー利用助成券支給条例
- 日程第10 議案第40号 町道路線の認定について
- 日程第11 議案第41号 上峰町教育委員会委員の選任同意について
- 日程第12 議案第42号 上峰町教育委員会委員の選任同意について

午前9時30分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第31号

議長（吉富 隆君）

日程第1．議案審議、議案第31号 専決処分（上峰町税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第31号の質疑を終結いたします。

日程第2 議案第32号

議長（吉富 隆君）

日程第2・議案第32号 専決処分（上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例）の承認を求めることについて。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第32号の質疑を終結いたします。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

4番（漆原悦子君）

議運が2回実施されておりますので、委員長からの説明責任をお願いいたします。

議長（吉富 隆君）

ただいま4番漆原悦子君より動議が出されました。

議員の皆さんにお諮りをいたします。ただいまの動議に対して、本議場で説明なのか、また休憩をとっての説明なのか、議員の皆さんにお諮りをしたいと思いますが、いかがお取り計らいいたしましょうか。

4番（漆原悦子君）

議運が2回あるということは基本的におかしいと思います。どこでも1回で議会にかけるのが基本となっております。したがって、本会議のこの議場できちんと説明をしてください。

議長（吉富 隆君）

4番議員からの動議の理由でございますが、議員の皆さんよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会の委員長として御説明をさせていただきます。御理解をいただきたいというふうに考えております。

皆さん御案内のように、3月17日に町長選告示がされまして、22日に投票、その日に結果が出てまいりまして、住民の皆さんから選ばれた武廣町長誕生となっております。日本で一番若い首長ということで、大変脚光を浴びたところは御案内のとおりだと思っております。

そういった中で、23日のテレビのインタビューに私が議長としてお答えをしております。若い町長だからどうだということじゃなくて、上峰町長として、我々議会としても協力は惜しまないと。しかし、是々非々であるということのコメントを私は出しております。翌日の新聞等々にも掲載がされたと記憶をしております。いまだにそのことについて、私は信念を曲げる気はございません。

そういった中で、初登庁が3月24日だったと記憶しておりますが、非常に町長さんの何と

申しましようかね、支持者の方が十数名で役場庁舎前で出迎え式があったように記憶をしております。これはテレビ等々でも放映がされたと思っております。それはいいとして、その中で、一月、二月たって、いよいよ6月の定例会が近まった中で、局長に私がこのように命じておりました。6月の定例会について執行部とのすり合わせをなさないと。その中で、6月5日の案と6月12日の案を2つ提示させて、すり合わせをいたしました。その結果、5日開会ということですり合わせがなされたようでございます。そうしますと、議会運営委員会というのを前もって開かなければならない。その日程調整を5月25日と設定をさせていただきました。

そういった中で、町長の給料カットの問題で、5月24日の午後9時20分ごろだったと記憶をしております。私の自宅に町長じきじきお見えになられて、いろいろな問題等々ございますので、副議長を呼んで3人で午後9時20分から翌日の2時半ぐらいまで議論を重ねてまいりました。と申し上げますのは、町長さんが若くて、やはり行政の経験がないというようなことで、私は6月の議会はスムーズに行くようにと計らいをしておりました。と申し上げますのが、この給料カットについては数時間をかけて議論をしました。内容等については、選挙の公約であるということでもございました。しかしながら、組織というものは自分一人のことはできないよと。やはり政策面が裏づけできちとしないといけないよというような話をいたしまして、3月の定例会に22年度の予算に合わせたところで提案されたらどうですかという趣旨を再三再四にわたって私は提案というか、6月定例会がスムーズに行くような形をとったほうがいいよということで私も議論を町長と重ねてまいりましたけれども、理解をしていただけなかった。その24日がですね。

そういった中で、25日の議運の中で、議案がどのように出てくるかわかりませんので、その議会運営委員会にならないとわからない部分があったので、町長の50%カットのみを前の晩に議論しておりました。議会運営委員会を開会しましたところ、今御案内のように、33号、それから36号、41号、42号の件が焦点となって議会運営委員会では議論をしたところでございます。普通は執行部から提案された議案について、中身は余り議論はいたしません。しかしながら、上峰町にとって170,000千円の補正と大きな金が出ておりますので、内容説明をじっくりと聞かせていただきました。その中で、33号の補正予算については不備が多過ぎると指摘をしました。それから、36号の町長のカットの件につきましても、これは政策論じゃないから、もうちょっと考えて3月に提案したらどうですかというお話をさせていただきました。それから、41号、42号につきましても人事案件でございます。人事案件は相手があることで慎重を期すことが大変重要であるという中で、「41号、42号につきましては予定者はありますか」と、こうお尋ねをしたところ、「予定者はない。今から」と。議会に出すのはとんでもない話でございます。「41号、42号については、これはできないじゃないの」と。これは常識外れも甚だしいんですよ。しかしながら、若くてなられた町長が我々の上峰

町の町長として初めての定例会に当たるについては、やはり議会としても譲歩していかなければならないという観点から、その3点につきましてはお持ち帰りをいただいて、課長さんたちとよくよくすり合わせをして、提案をもう一度し直してくださいというお願いをいたしました。

そして、29日だったと記憶しております、第2回目の議会運営委員会は、8時半からということをお願いをしておりました。しかし、町長は20分ほどおくれてきました。とんでもない話でございます。しかし、そこで小言は私が申し上げましたけれども、やはりスムーズな議会運営をするには折り合いをつけていくべきであろうと判断を僕はいたしました。しかしながら、その案件を見ても25日と同じ案件でありました。すり合わせは一つもあってございませんでした。しかし、議会からこの案件について出さないとか出すなという権限はございませんので、認めざるを得なかったということでございます。

そういった中で、人事案件が残っておりました。人事案件についてはお名前は控えさせていただきますが、名前を挙げておられます。しかしながら、そこに議案として出す条文が大きく間違えて出されておりました。議会には任命権はございません。町長にしかございません。議会に何を求めるのかという文言が一つも入っていません。これは認めるわけにはいかないと私は明言をいたしました。なぜならば、議会運営委員会に案件として出した書類は公文書でございます。簡単に修正をするわけにはいきません。私はそれを固執いたしました。なぜならば、今のうちにこういった文書等々については的確に議会に提案をしてほしいという念願でございますので、固執をいたしたところでございます。もう一遍持ち帰ってよくよく考え直しをなさいたいということで、6月1日の午前中まで時間を上げました。しかし、それすら何も修正はなされてこなかった。しかし、その間、総務課長、企画課長、私のうちに何回となく足を運ばれました。議長、何とかお願いできんかどうかという努力をされました。しかし、それはできないよと。私もリスクからってやっているんだから、それはできないと、9月にし直しなさいという提案を私はいたしました。しかし、6月2日には議員の皆さんのところに議案書は届けなければならないようになっております。そういったことも考えて、選任同意については文書を書き直してよろしいということで、私のほうから単独でその旨を総務課長に伝えたところでございます。そして、このような文書で提案がされているという実態でございます。

なぜそういうふうにしたかという、4番議員さん、理解してくださいよ。本当に若い町長を今後どうしていくのかということが私は、我々が協力して、やはり育て上げるということは町長に対していい言葉じゃございませんが、協力をし合って、やはり営々と上峰町を担っていただく町長であると私は確認しておりましたので、そのような措置をとらせていただきました。実質的には議運は2回でございますが、3回したと変わりません。佐賀県じゅう調べていただければ、こういうことをしたのはうちの議会だけあります。私もリスクは

からって、こういう問題等々も起きるであろうという予測の中でやってまいりました。だから、スムーズな6月の定例会をさせていただきたいというのが私の口癖で、議員の皆さんにも何回でもお願いをしたつもりでございます。しかし、町長は耳をかしてくれませんでした。大きな問題等々が案件として出ていますので、問題になるのは目に見えています。予算にしても、私も10年以上議会にお世話になっておりますので、予算書にずっと目を通せばすぐわかります。だから、修正しなさい。50%カットについては、3月の定例会がベターだよと、スムーズにいくよということで、それは相当の時間をかけてやりました。

町長さんのお話によれば、後援会が、周りの人がと、それ一点張りでございました。だから、町長さんね、後援会ということはあなたの支持者じゃないのと。あなたの足を引っ張るようなことはしないと私は思うがと何回も申し述べましたけれども、それはやはり後援会、周りの人。だから、それは間違いありませんよ、町長さんね。これは証人がいますから、総務課長さん、企画課長、副議長いますので、間違いございません。私はうそをつきません。本当にスムーズな議会であって、そして船出を飾っていただきたいというのが信念でございました。

そういった事情で、いろいろな一般質問等々で御案内のように、大きな問題等に波及しつつあります。こういう問題は、私も10年間議会のお世話になっていきますので、先は読めます。しきりに私はそうしたけれども、聞いていただけなかったというのが実情でございます。そういったことで、議会運営委員会は正式に2回させていただきました。

ということで、4番議員さん御理解をいただいたでしょうか。よろしゅうございますか。

そういうことでございますので、御理解をいただいたようでございますので、先に進みたいと思いますが、よろしゅうございますか。

7番（井上正宣君）

議案第33号に入る前に、昨日のここの本議会で2番議員の一般質問の中で、大きな間違いを指摘されているにもかかわらず、修正もかけないで、この議案第33号に入りますか。議案審議に入る前に修正しなさい、本議会で。議事を何と書いていますか。執行部はしっかりしなさい。

議長（吉富 隆君）

ただいま7番議員から御指摘がございました。これにつきましては、私も頭の隅には置いておりましたけれども、本当に間違いは本議会で修正のお願いをしていかなければならないように決まっております。議員の皆さんの過半数以上がよろしいということでなければ修正はできませんので、私も議案には入れないと判断をいたしますので、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、いかがですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

そのようなことで、執行部とのすり合わせをさせていただきますので、暫時休憩をいたします。

午前 9 時 49 分 休憩

午前 11 時 31 分 再開

議長（吉富 隆君）

休憩前に引き続きまして、議会を再開いたします。

傍聴者の方々には大変貴重な時間をとらせたことにつきまして、心から深くおわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

先に進ませていただきます。

7 番井上正宣議員からの指摘事項につきまして、執行部より修正案があるということでございますので、御説明方をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

皆さん大変申しわけございませんでした。傍聴の皆さんも含めて、議会の皆様方、大変貴重なお時間をとらせまして申しわけございませんでした。

町長施政方針の中で誤りがございました。今、お手元のほうに資料を差し上げておりますけれども、ページで言いますと 3 ページ、誤りは郡境地区の「郡」の字がちょっと間違っております。誤り、この「郡」の字を改めさせていただいております。

6 ページにつきましては、「北部保育所周辺の公園の遊具の老朽化が進んでいます」というふうな表現をしておりますが、現在、北部保育所はございませんで、「ひよ子保育園」に改めさせていただきたいというふうに思っております。

また、8 ページになります。単年度の実質公債費比率でございますが、数値自体の誤りはございませんが、平成18年24.30%、平成19年24.35%、平成20年25.40%、これに「（見込み）」という表現が落ちておりまして、これが誤解を招いたわけでございます。期間中、すぐに修正すればよかったものですが、議会軽視ととられても仕方ないような対応でございました。重ね重ね申しわけないと思っております。

また、同じ 8 ページでございます。「このままでは、平成24年予算の繰り上げ充当後に」というくだりがございますが、ここは「平成23年度」の間違いでございます。これは大変大きな間違いでございまして、公文書として大変申しわけないことをしたと思っております。どうか御了解いただきますようよろしくお願い申し上げます。終わります。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ただいま執行部から 4 点ほどの修正の説明がございました。議員の皆様方におかれましては、いろいろな点でございますけれども、ここで採決をさせていただきたいというふうに思います。

お諮りをいたします。修正について賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉富 隆君）

全員起立であります。よって、修正につきましては認められました。

先に進みます。

日程第3 議案第33号

議長（吉富 隆君）

日程第3 議案第33号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

8番（伊東盛雄君）

補正予算の説明欄の6ページ、総務費の一般管理費、給料の特別職給2,733千円減、これについて企画課長に伺います。

これは町長の給与カットの分だと私は認識していますが、これをどのように使われるか、回答をお願いします。

総務課長（江頭典雄君）

ただいまの御質問は、6ページの一般管理費の中の給料、特別職給、減額の2,733千円の件だというふうに思います。

これは関連して出しています条例に根拠を置きまして、特別職の給料を減額した分が2,232千円、それに今までの副町長の分を入れまして2,733千円の減額ということにしております。

8番（伊東盛雄君）

そして、その減額した分をどこに使いますかと質問をしていますけど、そこまで答えてください。

企画課長（川原源弘君）

予算の編成上なんですけれども、余ったお金という形で、町長給与削減分につきましては2,554千円ございます。町長分としてですね、共済までなんですけれども。その中で、使途区分という形で、障害者タクシー利用助成のほうに400千円と、その発券分の券の印刷代という形で30千円、あとの残りは財調基金のほうに積み立てという形で予算編成上はしております。

以上です。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。

8番（伊東盛雄君）

今ので了解しました。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

2番（原慎和彦君）

19ページ、款の10、項の1、目の6、節の13、15についてお尋ねいたします。

節の13については委託料であって、小学校耐震改修実施設計・監理委託費の1,380千円、それと中学校の1,955千円だと思えます。それから、同じく節の15においては、工事請負費の小学校、中学校の耐震改修工事費92,242千円、このための設計監理委託と思えますが、いかがですか。

教育課長（岡 義行君）

小学校、中学校の15節の耐震改修工事費をそれぞれ上げているんですけども、議員さんの言われるとおり、そのための実施設計及び監理委託のほうでございます。

以上です。

2番（原慎和彦君）

平成20年度の明許繰越計算書にある事業名で、住宅・建築物耐震改修等事業（小学校耐震診断業務）というのが明許繰り越しになっております。だから、この耐震の診断はいつ実施されましたか。そして、その結果報告はあっていれば、それを教えていただきたいと思えます。

教育課長（岡 義行君）

ただいまの件について答弁させていただきます。

小学校の耐震診断につきましては、平成20年7月14日に入札があり、平成21年3月の臨時議会のほうで明許繰り越しの手続をとりまして、その明許繰り越しの手続の結果、5月27日までの工期ということでやりまして、結果報告もそれぞれ受けておりまして、小学校部分の結果内容につきましては、北校舎、3階建てなんですけれども、北校舎のほうはI s値が0.57ということで補強が必要ということになっております。南校舎につきましては、I s値0.96ということで補強の必要はないということになっておりまして、その分を受けまして、今回、小学校の耐震改修工事を上げております。

なお、27日の結果報告の前に、5月23日に耐震性能判定特別委員会のほうにかけまして結果というふうになり、その前の約1カ月前、4月の下旬ぐらいで特別委員会に上げる事前の審査があり、それで現在の結果ということになっております。

以上です。

2番（原慎和彦君）

ということは、5月27日までには耐震診断は終わって報告も受けているということですよ。それに基づいて設計費の予算が計上されていると。そこまではわかりましたけれども、じゃ、設計の中において、設計費の予算計上はできていますけれども、その設計に基づいて

の報告は出てきておりますか。

教育課長（岡 義行君）

その設計に基づいての報告はもらっております。（「もらっていますか」と呼ぶ者あり）はい。

以上です。

2番（原慎和彦君）

ということは、その設計に基づいて報告はもらっておられますけれども、ここは私は非常にわかりにくくて、大事なところじゃないかと思うんですよ。その設計の費用が今回の補正で上がっているんでしょう。今回の補正で設計の費用は上がっているんでしょう。当初では上がっていないでしょう。そこをちょっと教えてください。

教育課長（岡 義行君）

設計といいますと、先ほどのこの予算で上がっている実施設計ということではなくて、耐震改修に伴って、その中で概算工事費というのが出るんですけれども、概算工事費も含めて繰り越し診断、耐震診断の委託業務ということで平成20年度に計上した部分での内容です。実施設計というのはそれの中には入っておりません。もちろん監理費も入っていないんですけれども、20年度繰越明許の процедуруした中には実施設計は入っておりません。

以上です。

2番（原慎和彦君）

言われるとおり、本当にここは名前も途中から補正の時点で変わったりして難しゅうございます。私も本当にわかりにくうございますけれども、それでは、今回上げておる委託料の中学校、小学校の耐震改修実施設計ですよね、それと監理委託、この実施設計に基づいて改修工事の予算が上がってくるんじゃないですか、違いますか、そこをちょっと教えてください。

教育課長（岡 義行君）

耐震改修の診断、耐震診断ですね、これは中学校もなんですけれども、その時点で概算工事費というのを出してもらっております。耐震改修の事業内容とほぼ同じ事業内容で改修をして、その概算工事費として上がっている部分の額を改修工事、今回の補正予算で上げている部分でしております。

詳細の実施設計を今回委託して上げたいと思っております。

以上です。

2番（原慎和彦君）

要するに概算の数字ということですか、この関係は。だから、今回きちっと耐震の詳細の設計をして当然工事費が出てくるものだと私は解釈しますけれども、改修工事の小・中学校の工事請負費については概算の金で出てきているということなんですか、そこを教えてください。

さい。

教育課長（岡 義行君）

そうです。そのときの中学校は平成19年度に診断の委託をし、小学校につきましては、20年度なんですけれども、委託をし、そのときに出了た概算工事費でございます。

以上です。

2番（原慎和彦君）

それやったら、私、これは非常に大事なことで、早くやっていただきたいというふうなことは十分考えております。しかしながら、物の流れとして、こういった入札に至るまでの流れとして、ちょっと的確性に欠けるんじゃないかと。概算で予算要求、それは診断もしない、できていない。診断ができて、あと設計もできていない。だから、どうしても早くやるための概算ということはわかります。だけれども、診断も終わって、報告も終わって、ここで詳細なる実施設計をして工事に関する監理委託まで持って行って初めて、そこで詳細にこの工事請負金額というのが出るんじゃないですか、いかがでしょうか。

企画課長（川原源弘君）

議員御指摘のとおりでございます。経済危機対策臨時交付金の一環という形で、今回、すべての案件につきまして、お手元の資料に25項目ほど経済危機対策のほうで予算計上させていただいております。今回、この耐震工事もその一部ということでございます。それで、この経済危機対策のほうが一応予算要求を前提として、要するに国、県への事業申請ということの決まりがございます。ですから、先ほど岡課長が申していましたように、一応概算の工事費をもとに工事費を予算計上させていただいたと。もちろん実施設計において初めてこの工事請負費というのが計上されるのが通常なんですけれども、今回、この経済危機対策臨時交付金という事業にのせる関係上、予算措置をさせていただいて、予算措置と補助金の事業申請とは並行して進むという形で計上しておりますので、その分、御理解方をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

2番（原慎和彦君）

課長、おかしいんじゃないですか。そういった事情があるならあるで、2回も議運やっているんじゃないですか。議会に対して説明するのは当然でしょうもん。違いますか。私が一生懸命、何日かかっても、この流れがおかしいからどれだけ勉強していると思いますか。それを言って、突かれて初めて出してくると。どう考えても、こういった流れで予算を組まれたら私たちが見えないところが多いわけなんですよ。だから、たったこれだけの予算書に何日かかると思いますか。調べ上げて、おかしいと。おかしいと思ってから、これはどうなってどうなって、こうなっているというところまで突きとめるのにどれだけかかりますか。

だから、この金がなければ、当然この予算も上げられないでしょうもん。耐震改修工事も

上げられないでしょうもん、今度の交付金が入ってこんことには。だから、それでやってもらいたいということは私も十分考えています。しかしながら、予算の組み方にして、どうしてもそういったことで今認めてくださいと言うなら事前に何で言えんですかと。当然、概要説明の中でも言うべきですよ。そして、今認めてくださいと。ちょっと納得いきませんが。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。議案審議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います
が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩をいたします。

午前11時50分 休憩

午後 0 時57分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

2 番原楨和彦君の質問に対し、執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

申しおくれましたんですけども、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の今議会におけますところの内容説明という形で、1 番から順を追いまして、それぞれの課長のほうから内容説明をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

教育課長（岡 義行君）

今の企画課長の話の部分で、教育課関係の部分で 1 番から 5 番、これが教育課の関係になります。これを順を追って説明いたしたいとします。

まず、中学校の耐震改修なんですけれども……

議長（吉富 隆君）

教育課長、資料の名前ば出しよう。

教育課長（岡 義行君）

ああ、済みません。

議長（吉富 隆君）

資料は議会には出ていないでしょう。出ていますか。ページ数を追って、きちっと説明をしてください。

教育課長（岡 義行君）

はい、済みません。別紙資料で、資料 1 ということで、地域活性化・経済危機対策臨時

交付金、この分の当町交付限度額、これによって説明をしたいと思います。

まず、教育課の関係なんですけれども、この部分で左のほうの番号、1番から5番、これが教育課の関係になります。

まず、1つが中学校耐震改修工事なんですけれども、これにつきましてが平成19年度に耐震診断をやりまして、今回の臨時交付金、それから国庫補助金の安全安心な学校づくり交付金、これは2分の1補助金なんですけれども、これを全額充当で考えております。総事業費としましては51,998千円ということで計画しております。

2番目が小学校耐震補強工事ということで、この分につきましてが総事業費が43,579千円ということで、1番、2番とも、先ほどの実施設計・監理費込み工事費ということで、これも2分の1補助、それから残りが臨時交付金を充当ということで今回計画しております。

3番目につきましてが小・中学校地デジ整備事業ということで、平成23年7月よりの地デジ化に伴いまして、小学校、中学校を地デジ対応のテレビにかえていくということで、そのテレビの買いかえ及び配線工事を上げております。この分につきまして、今までこういうふうなテレビ等の補助金というのはなかったんですけれども、今回の経済危機対策で学校情報通信技術環境整備事業補助金ということで、この分も2分の1の補助金がつきます。今後、来年度以降なんですけれども、この補助金があるかどうかというのを県のほうに確認しまして、何とも言えないというところで、今回の事業にのせたほうがいいんじゃないかということで今回の事業にのせております。

まず、小学校テレビ、これが2,541千円、小学校の配線工事費1,313千円、中学校のテレビ2,555千円、中学校の配線917千円、それから、小・中学校に電子黒板ということで、これも1台360千円ぐらいのを2台、小・中学校1台ずつということで720千円。ということで、財源的には安全安心な学校づくり交付金、これにつきましてが小学校配線、中学校配線、これはこちらのほうの補助金になります。これは2分の1ということで、額として1,115千円。それから、学校情報通信技術環境整備事業補助金、これも2分の1なんですけれども、これが2,824千円。それから、先ほどの地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これが4,107千円ということでの総額8,046千円の事業となっております。

続きまして4番、小・中学校机、椅子整備事業ということで、まず、小学校につきまして平成18年度より随時、年間100セットぐらいずつ買いかえておりました。その残り、350セットなんですけれども、その残りを今回、この交付金で全額充てようということで350セット、いすと机ですけれども、それを購入したいと計上しております。それから、中学校の机、いす、これが220セットなんですけれども、この分につきまして3月の臨時のときに100セット分を上げておまして、その残りの部分、220セット、1,540千円分を計上しております。

5番につきましてが学校パソコン整備事業ということで……

議長（吉富 隆君）

教育課長、執行部の方も全員でございますが、議員さんの質問に対して何で答弁しないの。午前中からの引き続きじゃないですか。何を勘違いされておるんですか、執行部は。だから、いろいろな問題が起きるんじゃないですか。2番議員にお答えを下さいよ、執行部。午前中は何の質問やったですか。これじゃ議会はできないでしょう。どうするんですか、あなたたちは。執行部の方が答弁ができなきゃ議会は中断いたしますよ。よろしいですか。町長どうですか、休憩しましょうか。（発言する者あり）

では、ただいま町長のほうから休憩をお願いしたいということでございますが、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

では、15分間ほど時間を上げますので、13時20分まで休憩をいたします。きちっとしたお話し合いをしていただいて、議会運営がスムーズにいくようにしていただきたい。

休憩をいたします。

午後1時5分 休憩

午後1時20分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

2番原慎和彦君の質問に対して、執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

失礼しました。先ほど来から地域活性化・経済危機対策臨時交付金の内容の説明という形で私どものほうが理解しておったんですけれども、ちょっと議員の御指摘のほうがそういう事業の個別の内容じゃなくて、臨時交付金というものの性格の説明を先に言っておりませんでしたので、そこで議員に対しましては非常に失礼いたしました。

経済危機対策臨時交付金というのは、要するに事業申請と予算というのは6月のほうで議会、議事進行 事業申請と予算とが連動しなさいという指摘がございましたので、先ほどの教育委員会の耐震設計についても、耐震のときの概算を予算という形で上げたという経緯がございます。

御指摘のように、順序が違うというのは、通常の設計のあり方でございます。設計というのは実施設計をまず発注して、それが終わった後に工事のほうをまた予算化するというのが通常でございますけれども、今回は経済危機対策という形で、そういう上級官庁の御指導がございましたので、事業の計画と予算とを連動させているという意味合いで今回予算まで計上したところでございます。

以上です。

2番（原慎和彦君）

言われることはよくわかります。じゃ、何で私がここで言う前に、予算上程のときの概要説明の中で、これとこれはこうですから、こうさせてほしいというのが何で出てこんですか。言われてから言うんじゃないですか。ということは、今からこういったもろもろの工事とか、いろんなどについて一つ一つ確認していかんことにはチェックできんじゃないですか。だから、こういった形の予算の組み方、当然、耐震診断をしてからその結果報告を受けて、それに基づいて耐震補修の設計委託、監理まで頼むと思います。監理料を要求して、その金によって委託の発注をするんじゃないですか、設計の。それに基づいて、この工事については幾らほどかかりますよと。それに基づいての工事請負費が出てくるのが一つの流れだと思うんですよ。その流れを今度の交付金に間に合わせるためにやっているんですよ。じゃ、その旨、何で説明せんですか。

これが通らんやったら交付金もらえませんか、そこをお尋ねいたします。

企画課長（川原源弘君）

議員御指摘のように、お手元に配付しているホッチキスつづりの2枚のやつと予算書とを比較しながら本当は補足説明のところの説明すべきだったのが、こういう御指摘になったというふうに感じております。私が補足説明の中で、これは経済対策ですよという説明はしたかと思えますけれども、この比較表まで照らし合わせて説明しなかったのは私の不手際だったというふうに反省しております。

次の質問なんですけれども、予算書と事業申請というのは一応連動して、要するに議会のほうも承認したところで事業申請しなさいよというのが一連の流れでしたので、議員御指摘のように、まず設計をやって、それが済んだ段階で次の議会等で工事をするのが通常のやり方でございます。それは議員御指摘のとおりでございますので、私のほうが臨時交付金のお手元に配付しているホッチキスどめの2枚つづりの資料と予算書とを連動して説明しなかったのが一番の不手際でございますので、ここで深くおわび申し上げます。どうも済みませんでした。

2番（原慎和彦君）

いんにゃ、もう謝ってもらってもしょんないですよ。ですよ、ここまできてから、課長。だから、もしこれが否決になったときは交付金をもらえませんかということが私が聞いているところです。

以上です。

企画課長（川原源弘君）

そういう事態になったときには、事務の流れの日程的な説明をいたしますと、この議会が終わりました6月23日の午前中までにこの経済対策の事業申請をしなくちゃいけないという事務の日にちが迫っております。これで否決されたときには、上峰町といたしましてこの

九千六百何がしの事業を流すわけにはいきませんので、一応大枠で、例えば、ふとい数字のほう、仮に1億円とか120,000千円とかという事業申請の段階、事業申請は一応出させていたただきたいというふうに思っております。

必ずしもこの予算が否決されたからといって事業申請できないというものではございません。ただし、予算の裏づけがないという形で、今後、私どものほうは議会に説明の義務は十分にあるかと思えます。議会の御承認を得て実施という形で、来るべき議会等で予算計上がまた新たに発生しようかというふうに思えます。

以上です。

2番（原慎和彦君）

ということは、臨時交付金は予算を組み直してでもできると、もらえるということですよ。当然、臨時議会が招集されるとは思いますがけれども。

ここで私一人が余りにも時間とってもと思えますけれども、これはあなたたちの姿勢だと思うんです。予算要求、基本に立ち返って、これがどうしても補助金等の関係で間に合わないというようなときには、当然、議会の承認が要ということになれば、それなりの努力をするべきじゃないですか。わかって、見つかって言われるまで隠しているんじゃないですか。そして、こういったことになれば最終的には補助金に合わせるためですよ。事前に言いなさいよと。議会もそこまでいじめるとかの問題じゃないでしょうもん。信用ならないじゃないですか、あなたたちが上げてきている予算が。予算の積算というものはそんなもんじゃないでしょう。きちっとした形で上げるんでしょう。そこら辺の姿勢を言っているんですよ。だから、こういったことでは認められないと。否決されたときは、認められないから、ここで90,000千円も1億円も町に損害を与えるわけにもいかない。だから、後のことはどうなりますかと。そういったあなたたちの姿勢がきちっとしておけば。隠しじゃないですか。私、これをずっとここまで詰めようで何日かかったと思えますか、流れがおかしいなと思ってから。けさまでかかりましたよ、けさまで。けさ5時から2時間ほど、いろいろ取り寄せて調べて、どうしても腑に落ちんということで急遽持ってきたんですけれども。

だから、私たちもやっぱり一生懸命勉強して、きちっとした町民から信頼を受ける執行部と議会であるためには、まず、執行部と議会の信頼関係がなかことには何でんでけんでしょうもん。そこを説いているんですよ。口先だけ言うて、議会で「はい、わかりました」と言うて、あとあなたたちが何でんせんなら、議員はぼかんと口あけておるだけでしょうもん。そういった事態が少々出つつあるから今回厳しくやっているんですよ。

だから、ほかにもいろいろと出るかもわかりませんので、私はこういった組み方の予算については、きちっとしてもらわんことには承服できないということで、終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

5番(中山五雄君)

7ページの款の2の総務費、目の6の企画費、節の13の委託料の中で、上峰町ポータルサイト構築委託料となっておりますけれども、これはどういうことですかね。中身の説明をお願いします。

企画課長(川原源弘君)

これも同様に地域活性化・経済危機対策臨時交付金の一部でございまして、これの表でいきますと12番目の上峰町ポータルサイト構築事業という形で計上させていただいている部分でございます。これは早く申しますと、上峰町のホームページの刷新という形で、現在、ホームページのほうが皆さんたちに上峰町の内容を広く内外にお示するというような事項という形ではまだちょっと不十分ということで判断しておりますので、広く上峰町をアピールするような内容に刷新したいという形での委託料でございます。

以上でございます。

5番(中山五雄君)

川原課長、地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのはわかっております。ただ、中身がどういうことをやるかということ質問したんですよ。今、最後に説明があったからわかりましたけれども、そしたら、議長、引き続きいいですかね。

議長(吉富 隆君)

はい、どうぞ。

5番(中山五雄君)

そしたら、15ページ、款の7の商工費、商工観光振興費、負担金、補助及び交付金の中で、スーパープレミアム商品券補助金となっておりますけれども、これはどういう形で出されますか。

産業商工課長(渡邊昭秋君)

これについては、一応1,000セットということで予定をしております。1,000セットでプレミアムを2,000千円分ということでつけておりまして、その他、事務費として850千円予定しております。町からの持ち出しとしては2,850千円ということにしております。

以上でございます。

5番(中山五雄君)

これは1,000セットというのは早い者順ですか。

産業商工課長(渡邊昭秋君)

これにつきましては、議会終了、議決された後に商工会と打ち合わせして、その辺は決めていこうかなと考えております。

以上です。

5番(中山五雄君)

議会在終了してから商工会と話し合いをして、早い者順にやるか何かというのを今から決めていくということですか。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

そのように考えております。

5番（中山五雄君）

今までにある程度の打ち合わせは商工会とはしていませんか。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

事務費については打ち合わせはしております。事務費の用途についてはですね。ただ、中身をどうするかは、一応予算が議決しないことにははっきりしたことは言えませんので、その辺については、商工会は議会終了後に打ち合わせをしていきたいと言っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

今のところ、承認をしてもらうまでは細かなところまではできないということですね。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

そのとおりでございます。

5番（中山五雄君）

今のはそれでわかりました。

再度、一般質問の中でも出ておりましたけれども、22ページの負担金、補助及び交付金の中で米多浮立継承整備事業補助金1,000千円となっておりますけれども、原田課長、これは詳しく説明してもらわないと、これは誤解があるもんですから、私も大字前牟田地区の一員として、米多浮立は保存会の会長さん初め、役員さんたちが大変骨折って今までやっておられます。継承ということは、つなぐということですよ。だから、今、少子化で大変子供たちが集まらないという時期になって、要するに臨時交付金が出たということで予算を組んでもらっておりますけれども、この際にいろんな衣装とか道具とかをつくらないと大変だということで、私も保存会の役員さんの中に呼ばれて行っておりますけれども、本当に皆さん御苦労をされております。これは上米多だけの問題でもないし、上峰全体の問題で、県の無形文化財にもなっておりますから、原田課長、詳しくその辺の説明をですね、一般質問の中ではその辺が余り詳しくなかったもんですから、再度お願いしたいと思っております。

文化課長（原田大介君）

それでは、私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一般質問のときにも説明を申し上げましたが、今、議員さんの御質問は中身をということですので、中身につきまして御説明申し上げます。

今回の事業の中身としましては、衣装の整備を主眼としております。一般質問のときも申し上げましたけれども、子供たちの参加について、衣装があればもっと気楽に、楽に参加で

きるのという声がありますので、サイフリの衣装を10着分、それからモリヤーシの衣装を10着分、以上で予算的にはサイフリが37千円程度の10着分、モリヤーシが47千円程度の10着分、それにかねが今2つ割れておりますので、その分の修理ということで120千円分ぐらいの予算になっております。この分につきまして、今回、臨時交付金を活用させていただきたいということで計上させてもらっております。

以上です。

5番（中山五雄君）

私も携わっておりますから、この辺をちょっと聞きましたところ、見積もりが行政に出ているらしいですね。1,000千円以上の見積もりが出ていると、1,000千円にこぎられたということで言われておりましたけれども、その辺はいかがですか。

文化課長（原田大介君）

実は見積もりの段階では、今申し上げたものを全部整備いたしますと1,104,600円になっております。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

4番（漆原悦子君）

5番議員と一緒にいるんですが、上峰町ポータルサイト委託金、こちらの件ですけれども、7ページです。款の2ですね。よろしいですか。

今、ホームページの刷新と言われましたけれども、上峰町、5月末現在で3,138世帯あるわけですね。この中で、パソコンのある家、そしてインターネットをつないである家はどのくらいあると思っていらっしゃいますか。

企画課長（川原源弘君）

ホームページにつきましてですけれども、まず、ホームページへのアクセスというのを毎朝見ているんですけれども、きょうの朝の時点で、このホームページを開設したのは2001年2月ぐらいだったと思いますけれども、それで、昨日までの累計といたしましてはアクセス数が15万3,000名のぐらいの方がアクセスされております。きのうは81名の方がアクセスしてあって、毎月、月平均いたしますと1日大体70名ぐらいの方々がされているというふうに思います。

それとあと、要するに上峰町でインターネットをされている方という集計はしておりません。ちなみになんですけれども、今、佐賀県知事のほうで佐賀県ブロードバンド立県ということでブロードバンドの普及という形でされておりますけれども、その資料は大体、佐賀県の世帯数の40%ほどはADSLとか光ケーブル等でのパソコンの所有世帯という数字が出ております。上峰町独自というのは、そこまで私どものほうは今のところちょっと調査手法を

なかなか持っておりません。民間会社とかNTTとか、光ケーブルに関してもいろんな会社がございますので、そこら辺は調査しておりません。あとパソコンの普及台数というのも調査しておりません。何か今後アンケート等があれば、その段階でパソコン所有とかインターネット接続とかの調査手法も交えたところでされれば幸いかというふうに思っております。

古川知事が言うブロードバンド加入の資料という形では、佐賀県の世帯の40%ぐらいが普及というデータだけは持っております。

以上です。

4番（漆原悦子君）

今、大体40%と言われまして、上峰町にアクセスがあったのが1日81名と、けさがそうでしたということでした。毎日何名アクセスされているかは数字で見たらわかると思うんですけども、81名であれば少ないと思います。なぜかというとは、個人的に言わせてもらったちょっとあれなのかもしれませんけれども、我が家のインターネットを引いている分で、今、我が家で子供が使っているんですが、昼間仕事に行っているからいませんけれども、子供は2,300から2,500のアクセスでやっているんですよ。

そして、これが今現在、委託料となっているでしょう。委託ということはどなたかに頼まれるんですか。このウェブサイトとか、そういう動画とかを使えるように頼む予定なんですか。数字としてはまだそこまでなっていないんじゃないのかなと思うんですけど、この内容ですね、委託と、こっちは事業となっていますので、その辺をもう少し詳しく説明してください。

企画課長（川原源弘君）

委託のほうで上峰町のポータルサイトを作成したいというふうに思っています。

以上です。

4番（漆原悦子君）

今、委託と言われましたけれども、ウェブサイトの動画ぐらいだったら、職員さんの中でパソコンに詳しい人だったら多分やれるはずですよ。我が家も自分で立ち上げていますから。3,683千円ですか、こんなお金があったらもっと別のところに使ってください。

そして、まだまだ一般質問でも出ていたんですけど、インターネットになれていない人もたくさんいらっしゃいます。使いこなせない人が。それだったら、広報紙とかをもっと充実させたり、今のホームページを少し、もっと見やすくやるぐらいでいいんじゃないでしょうか。少し予算の使い方が間違っているんじゃないのかなと思いますので、よろしく願います。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「欲しいですね」と呼ぶ者あり）

企画課長（川原源弘君）

委託のホームページの作成に関する部分につきましては総額1,000千円ほどなんですけど、あとアプリケーション購入という形で、CMSシステムとか、あとサーバーが大体700千円ほどまた別に要りまして、あと維持管理費で500千円ほどという形で、この作成のみに関しましては1,000千円ほどなんですけれども、ほか附属、要するに今の上峰町のコンピューターの大もとのほうにこれを接続するのはちょっと危険ということで別システムで立ち上げたいという形で、こういうトータルで3,000千円ほどの金になっておりますけれども、ホームページの作成につきましては、今後どういうものをするかという形での検討は必要かというふうに思っております。

4番（漆原悦子君）

行く行くはそこまでしなくてはいけないというのは十分わかっていますけれども、財政再建、財政再建と言われておりますから、もっと先にやるべきところがあるんじゃないかと思っておりますので、その辺をきちんと調べてやっていかないと、交付金が来たからといって、あれもこれもとやられていたら何にもならないんじゃないのかなと思います。検討をお願いいたします。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。ほかに質疑はございませんか。

6番（矢動丸博文君）

中山議員が質問しましたところ、米多浮立の継承問題、1,000千円上がっておるの。原田課長、同じことでもいいですから、もう一回説明をお願いします。

文化課長（原田大介君）

それでは、私のほうからいま一度御説明申し上げます。

今回の浮立保存会への補助につきましては、衣装の整備、かねの整備ということで、衣装につきましては、サイフリの衣装が見積額で37,800円の10着分、モリヤーシの衣装が47,460円で10着分、かねが126千円の2台、合計で1,104,600円の事業費が一応見積もりの段階で出ています。これをぜひこの機会に、交付金を活用させていただいて整備させてもらいたいということで考えております。

議員さんから一般質問のときに御質問がありましたけれども、これによりまして、ことし、米多浮立のサイフリとモリヤーシにかかる年齢の子供たちが、サイフリにつきましては36名、モリヤーシにつきましては11名いらっしゃいます。19年度の米多浮立のときに出場者を見ますと、サイフリにつきましては13名、モリヤーシにつきましては7名となっております。ことし、こういったことで整備させていただきましたら少しでもこの人数がふえる方向に行って、子供たちにより浮立に参加していただいて、将来の後継者ということになっていただければと思っております。

以上です。

6番（矢動丸博文君）

私が質問したときには、少子化のために今の地区で人間が集まらないから、あなたの答弁では町営住宅の米多団地のほうから加勢をしてもらわんなら、ちょっと祭りは成り立たんということで答弁されたですもんね。そして、そのときに私が町営住宅から来られる人は何名ですかとお聞きしたら、人数はちょっとわからないと言われたですもんね。議事録を見てもらえばわかりますけど。そして、今度は10名、10名、20名でしょう。金額はいいですよ、幾ら500千円やろうが1,000千円やろうがかかっても。しかし、ちゃんとしたですよ、そこにどうしても要するというなら私もそれは賛成しますよ。しかし、今言うのは活性化で来たから将来のためにつくっておこうとしかちょっと思われんわけですよ。

一般財源では158千円でしょうが、この米多浮立の予算が。それで、あれは20%ずっとして、私どもの太古木のとも20%ずっと、これと一緒にですもんね。ちょっと趣旨は無形文化財で米多浮立はなっていますけど。そしたら、一遍にこれが1,000千円ですよ。本当にこれをつくって着られる人がおるのか。それと、前にサイフリ13名と幾らやったですか、9名、その後がふえておるでしょうが。その金はやっぱり地区で服なんかをつくってやったわけですか。ちょっとお願いします。

文化課長（原田大介君）

まず、一般質問のときに私がお答えしました、米多団地ができたもので、そういった新しい家庭がたくさんふえたというお話はさせてもらいました。実際、米多地区の全員の子供たちの年齢的な構成は把握できましたが、米多団地で何名というようなことまでの把握はちょっとできておりません。

あと2年越しに浮立は奉納されておりますが、平成15年からの資料を見ますと、サイフリが平成15年が16名、平成17年が18名、平成19年が13名となっております。モリヤーシですが、これが平成15年度が5名、平成17年度が8名、平成19年度が7名となっております、なかなか伸び悩んでいるというところでございます。

6番（矢動丸博文君）

私が耳が遠かけんが間違うたらいかん、今さっき36名と11名と言ったのはいつのときのことですか。36名に11名ですかね。

文化課長（原田大介君）

申し上げます。

36名の11名と申し上げましたのは、現在、サイフリの役回りをする子供たちが就学前から小学校の低学年生なんですけど、住民課のほうで3歳児から小学校3年生までの男の子の数をピックアップしてもらったところ36名ということです。モリヤーシにつきましては小学校高学年で、同じく高学年の分で前牟田地区の4年生、5年生、6年生の男子が11名、今いらっしゃるといってございます。

6番（矢動丸博文君）

地区のそういうのを調べると、これは住民課で調べたわけですか。今ちょっと答弁では住民課で調べて何名、何名と。今、36名、11名でですね。そんなばかなことがあるですか。自分たちの地区がお祭りをするのに、人間が幾らおるか、役員さんたちはそういうことも調べていないわけですか。そして、大体調べて、これだけおるのを住民課で聞くなんてん、ちょっともってのほかじゃなかですか。本当に祭りをしたいと思うなら地区で行って、各地区で役員さんがおるならですよ、されるのを集めて何名、何名とってするのが本当でしょうもん。これを何名おるか住民課で調べてもろうて、今そう言われたでしょう、原田課長。そういうばかなこと、祭りなんかのときはいつも役員さんがおるけん、私どもの考えは、その地域で役員さんが回って何名おるといことはちゃんと把握して、それからせんならでけんとは、これは1,000千円ですよ。私は1,000千円、2,000千円、3,000千円もよかわけですよ。しかし、そういう仕方がちょっとおかしかじゃなかですかと私は聞きよですよ。

そして、これは地域活性化で来ました、1,000千円。1,100千円か1,200千円かかるといって1,000千円。これだけ、それくらいのおれでするなら、ほかのとバランスがとれんでしょうが。うちも太古木の草刈り機でん、たった30軒しかないのに草刈りなんか全部地区で買いましたよ、600千円ぐらいかけて。そういうことはしておって、それでずっと20%ずつ下がってきて、今、町長も知っておるごと200千円ちょっとでしょうが。これに1,000千円。それもぴしゃっとした根拠があるならよかわけですよ。これはつくってからとっておくわけでしょう。とっておくわけでしょうが、すぐ今度使うものじゃなかわけでしょうが。

そしたら、原田課長がこの前のごと、寸法もとって何もとってと。人間いろいろあって、体が違うわけでしょうが。そしたら、つくっておっても合わんなら着らん、そういうことでしょう。今までのとは家庭でつくってありますか、それとも地域で衣装なんかはつくって、する人に渡していますか。どうですかね。

文化課長（原田大介君）

今の衣装のことですが、一応この衣装につきましては、今回つくらせてもらいましたら、後は保存会のほうで保管していただきまして、その年に足らない子供たちに着させてもらおうと考えております。

議長（吉富 隆君）

原田文化課長、矢動丸議員さんの質問にお答えをしてくださいよ。よかですか。

文化課長（原田大介君）

済みません、子供たちの人数ですが、保存会のほうでもことしになって4月と……（発言する者あり）

済みません、衣装につきましては、今までは各家庭で準備されております。今回、そういった新しい家庭につきましては、衣装の準備がない家庭がございますので、そういったとこ

るに今回整備させてもらったのを活用させていただければと思っております。

それと先ほどの子供たちの人数の把握の件ですが、保存会のほうで……（「それはいいです」と呼ぶ者あり）

6番（矢動丸博文君）

最初は少子化と言ってみたりですよ、そうでしょうが。少子化になって人間が足りないからと、だから、米多団地から子供さんをかりてきて今度はしなきゃいけないということやったでしょうが、答弁は。そうでしょう。そして、それならば米多団地の町営住宅のお子さんたちが何人くらい参加してもらえますかと聞いたら、原田課長、それはわかりませんやったでしょうが。わかりませんのに10着、10着と、そういう予算の上げ方はおかしくはないですかと私は聞きよるわけですよ。

そして、初めて聞いたけど、今までは祭りに参加される人は自分の家で作って保管をしてあるとでしょう。そして、今度は1,000千円来たからと、ちょっと勘ぐった物の言い方すると、10着、10着はつくっておって、それだけは保存会か何かで保管をしておって足らなくなったら出すということでしょう。そう考えておっていいですかね。よろしいですか、それで。

文化課長（原田大介君）

衣装の取り扱いにつきましては、衣装の手当てができない家庭の子供にこういった衣装も保存会のほうで貸し出しますので、積極的に参加してくださいということで、保存会の役員さんのほうに勧誘をしていただきたいと思いますと考えております。

6番（矢動丸博文君）

最初は少子化で祭りが運営していられないからということやったでしょうが。最初からそう言うておけばよかったわけですよ。最初のあれが少子化で祭りに参加する人が少ないから、だから、米多団地の子供さんを集めてきて、その人たちはやっぱり今までしておらんから衣装でも何でもこっちでつくってやると。それはいいですよ。だから、人間は何名ですかと聞いた場合は、それはわかりませんで、そして今聞いたら、その人間のおるのは全部住民課で聞いてと。そげなばかな非常識なことして、役員さんは何しよるですか。米多の役員さんからそういうのを聞いたわけでしょう、この1,000千円上げるのに。そういうことでしてもらったらやっぱり困りますよ。

金はよかですよ、お金は継承であれするから。私はそういうことを言っているわけじゃないです。そういう人間の把握も、子供さんの把握もしておらんで、少子化だからと言いわけのごたることは言わずに、当たり前のことを言ってすればよかわけですよ。そうでしょう、一番最初のとは少子化やから人間のおらんから。今度は米多団地からかりてくると、参加してくださいということで。そしたら、その人間は何名ですかと言うたら、それもわからないということでしょうが。

町長（武廣勇平君）

矢動丸議員の御質問ですが、おっしゃるとおり、何も人数の把握ができていない中で衣装をつくる、そういう予算はあり得ないと私も思います。

米多浮立は5月から定期的に役員会を重ねております。私も一度参加させていただきました。課長はその都度、参加させていただいているそうでございます。その協議の中で、今、少子化という子供たちが減っている中で、それぞれが衣装を御家庭でお持ちなんです、それも古くなってきている。さらに、衣装がないから参加できないという声が多くなってきた。その現実を課長と役員会の皆様が話された上で、この積算基礎ができているものと私は承知しておりまして、これが継承、議員おっしゃるように、2,000千円でも3,000千円でもいいということでございますが、そこまではなく、参加者人数、モリヤーシともう1つの衣装、サイフリ衣装ですか、これで活動されるお子さんたちが合わせて、ここを出しております20人以上は確実にいるという中で、この20着を整備させていただきたいというふうな形で上程させていただいているわけでございます。

6番（矢動丸博文君）

20名がどうしても要るから、この衣装をつくってくれでしょう。そして、言っちゃいかんけど、衣装をつくれぬ人なんかがあるから。大体そういうのは、もう何百年もやってきておる中なら地区で助け合っているのが、それでもどうしてもでけんなら町に言うてよかです。私はよかと思えます。しかし、一番最初からそういう根拠のあってして出してくれる予算ならいいけど、ぼんと1,000千円でしょうが。一般会計では158千円。本当を言えば一般会計でそういうのは持ってきて陳情でもして、こういうことだからということするのが本当です。これは全部交付金やけんが、ああ、これぐらいなら、1,000千円ならばっと入れてつくってやろうかとか考えられんでしょうが、ちょっと普通考えてみれば。そして、原田課長の答弁も少子化で、それこそ米多団地と。そげんうそは言わじ、ちゃんとはっきりして、こうしてくださいと言うなら、事前に、ちょっと議員の間にも役員さんもおらすけんが、その人たちに議員にこうこうこうやとやっぱり言うてもらわんと、ぼんとしてからするならちょっと余りにもしたことでしょうが。

もう私はよかです。もうこれで……

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はありませんか。

9番（岡 光廣君）

今、予算審議を皆さん方と一緒にしておる中において、私もこの予算内容ですね、地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということで活用予定事業を上げられております。その中で、やはりこの予算を上げる時の内容を聞いてみますと、見込みとか、概算とか、そういうような形で予算を実は上げていただいておりますけれども、本当に上峰町として幾らの

金が欲しい　これを100%いただくか、それともここに上げている当町交付限度額ですか、96,858千円、本当にどれだけの予算を確保して、どれだけの事業をやるかということの明確な予算計画になっていないんじゃないかというふうに思われますけれども、その辺、行政側としてはどのようにお考えですか、お願いします。

企画課長（川原源弘君）

今、御指摘のほうは、この96,858千円、限度額いっぱいだけの事業計画についての御質問かというふうに思っております。

個々の内容を見ますと、それぞれの工事請負費とか備品とか、先ほど言う、あくまでも見込みでございます。これにつきましては、あと実施段階においては、それぞれの入札減とか、競争見積もり等がございます、当然下がる可能性があろうとも思います。また半面、上がるかというふうに思います。なおかつですけれども、現在のところ予算とか事業の配分といたしましては、この限度額いっぱい町費は使わないというような形での予算も計上し、事業計画にのっとっていきたいというふうに思っております。

したがって、限度額いっぱい、あと入札減があったときには、そうですね、この限度額を下回っての交付金があるという解釈でございます。

以上です。

9番（岡　光廣君）

そしたら、今までずっといろんな御意見が出てきておりますけれども、要するにこの事業が完全に承認されるというふうに執行部側は御理解されておりますか。

企画課長（川原源弘君）

上程といたしましては、この限度額いっぱい町費を使わない、要するに100%の予算枠、事業枠という形で思っております。

議長（吉富　隆君）

9番議員さんよろしゅうございますか。ほかに質疑はございませんか。

1番（松田俊和君）

ページ数でいきますと24ページ、この中の小学校の照明施設等撤去工事ですね、この数字が上がっていますけれども、もしここを修理した場合は幾らになるか、ちょっと教えてください。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

改修工事を行った場合は6,489千円でございます。

以上です。

1番（松田俊和君）

6,489千円という数字を今言われました。その中で、この小学校のナイター設備を外すと、上峰にはスポーツをやる、要するに正式なるナイター施設はなくなります。それは御存

じですね。中央公園にあるのはありますけれども、あそこは一部のスポーツしかできません。あそこを確実にやるためには50,000千円という数字が修理代、要するに改修工事でかかるということは聞いております。そのときにおいて、この1,900千円という数字を今回の臨時交付金ですね、この中で数字を上げられていますけれども、撤去作業において、何で地域活性化に基づきますかね。この前、私が一般質問のときに聞きましたけれども、そのときには鉄塔が老朽化とか危ないからというほうの話で回答をもらいましたけれども、そちらのほうをとって、要するにこの地域活性化になっていますかね、その辺をちょっとまず伺いたいと思います。

教育長職務代理人（鶴田良弘君）

企画課長のほうから当初説明があったと思いますけれども、地域活性化の該当項目が4項目くらいあったんじゃないかと思いますが、その中の1つの項目に当てはまるということで、今回、地域活性化の事業として臨時交付金の1,900千円ということで計上させていただいております。

以上です。

1番（松田俊和君）

そのときに、ナイター設備がなくなった場合において、今度は上峰町の町民がもしナイターの設備を使用する場合は、前もって抽せんをして組み込まればいいですけども、もし組み込んでもらえなかった場合は他市町のほうに行って使用をしてくださいと、どこかに行ってナイターをやってくれと、そういう町がありますかね。上峰は上峰で、この6,489千円やったですかね、この金をかけて、要するに地域活性化に持っていきような数字に持ってこんといかんとじゃないですか。そういうのが筋道じゃありませんでしょうかね、その辺をちょっと伺います。

教育長職務代理人（鶴田良弘君）

おっしゃるとおり、施設が使えないというようなことで撤去という形になれば、きのうも一般質問のときにお答えしましたけれども、正式に野球ができないと。ソフトボールについては中央公園でできるというようなことで、私のほうから、隣の町も施設があるから、公式に試合をする場合は新設をするまでそちらのほうを使っただけないかというようなことで答弁したと思いますけど、まず、補修をするか、撤去をするかという検討をうちの事務局でやって、補修した場合、先ほど申し上げました6,489千円というような金ですけども、今後、運営をしていく中で、維持管理をしていく中で見込まれるのがランプと、ランプの下に安定器とついているんですよ。夜間照明の大きなランプがあるんですけど、その安定器とランプも老朽化している状況です。そういう中で、これが1つのセットとして140千円ほどかかるということで、今現在、6灯7基あるわけですよ。42灯あるわけですね。それを一遍に全部は壊れないでしょうけれども、今後そういう保守をしていかにやいかんと。それが約

5,800千円ぐらいかかるというようなことでしていけば、将来的には12,000千円のナイター投資というような形になるわけですよ。そうした場合に、小学校に新設をすれば、また同じような形で7基6灯でやっていけば約40,000千円というような概算の見積もりもいただいています。

ちょっと時間をいただいて、町民の方には辛抱していただいて、財政力が豊かになればそういう形で新規で総合計画の中にのせていきたいというふうのうちの方では考えております。

以上です。

1番（松田俊和君）

今、課長から返答をいただきましたけれども、その話はその話で数字は通るかもわかりません。だけれども、現状の実情はですよ、私が先ほどから言っていますけれども、ナイター設備は当分の間、いつまでかかるかわかりませんが、そちらの話では当分ということは、もうありませんよということになると思います。要するに中央公園をすれば先ほど50,000千円かかると私は言いましたけれども、それよりもうんと安くでき上がるわけですよ。中央公園を正式にするよりもですね。やっぱり上峰の設備の体育施設面として、1つぐらいはあるのが当たり前じゃないでしょうかね。

そういうことで、この中の予算を計上してありますけれども、私はこの予算の計上に関してはちょっと賛成をしかねますもんで、その旨、発表させていただきます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。（「要りません」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ございませんか。

3番（松尾 仁君）

やっと順番が回ってきましたので、余り私のは深刻なあれじゃないから、肩の力を抜いて聞いてください。

まず当初、この予算と、それから町長の施政方針、これは施政方針とか総合計画を実行するため、具現するために予算というあれが出てくるわけですよ。これは表裏一体のものなんです。だから、施政方針を具現化するものは予算ですよと、そういった観点でお伺いしていきます。

主たる観点は、やはり地域活性化交付金、それから緊急雇用対策、これが15,000千円、県のほうから出ておりますよね。これについてお伺いしていきます。

ちょっと余談でございますけれども、私が6月16日に確認したところでは類似の町の地域活性化のことはまだ出ておりません。私、6月の初旬からずっとチェックしていたんですけど。今、各課のほうへ回して収集をして、そういったことで今検討している段階ですという

ふうなお答えでした。だから、うちの場合はやはりみんな課長さんたちの能力が高いので、さっと出てきてしまうんだけど、そういったことでございます、一般的なあれはね。

何をお伺いするかというのは、まず、町長の施政方針の中で、それに基づいていきます。今、1番議員のほうから若干話があったんですけども、小学校のナイター設備、これについて今話があったんですけども、私もこれは関心を持って、なぜかなということで見ているわけです。というのは、先輩議員各位も同じだけれども、あそこはそういったふうな体力づくりのほかに、何かいざという場合には防災の一応避難の拠点になっているわけですよ。そのような場合には、やはりあいつたふうなナイター設備があるんだったら、それは欠かせないものなんです。1,900千円で撤去をするというようなことで計画が活性化交付金で上がっているけれども、じゃ、その判定はどういったことでやったのか、これはもう撤去せんといかんのか。その辺について、担当、これは次長のほうかな、説明をしてください。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

3番議員は今どういう判定で撤去をするかという御質問だったと思います。

それで、平成17年にナイター施設が非常に腐食しているというような通報がございまして、うちのほうもすぐ専門業者に調査依頼をして、その結果が考察という形で出てきております。今現在、小学校のナイターは2本の柱をつないでいるという工法、昭和54年10月に完成していますけど、そのつなぎ目を鉄骨ボルトで締めているというような状況です。その鉄骨継ぎ手の劣化が非常に激しいというようなことで、数字的には最大で37%の劣化が進んでいると、平成17年段階で。それに基づいて、今現在もう4年ぐらいたっておりますので、もっと進んでいるんじゃないかなというようなことで、危険性をうちのほうとしては判断いたしまして、撤去という判断をいたしております。

以上です。

3番（松尾 仁君）

そういった話を伺いましたけれども、じゃ、その判定は業者さんがやったわけですね、17年に。その判定資料というのはあるわけですか。業者が診断した資料というのはありますか。お手元にありますか。その資料をよかったら全部配付してください、今この質疑をやっているときにね。

その中で、修理について何も言及されていなかったですか、その判定資料の中で。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

判定資料というよりも、調査結果の報告書の中に考察という報告が来ております。それはすぐお渡ししたいと思っておりますけれども、その中で、ちょっと読み上げますけれども、早急な建てかえ、ということは、今現在のナイター施設を撤去して新しく建てかえたほうがいいだろうという1つの方法と、もしくは補強工事が必要であると判断しますというようなことで、私たちも専門家じゃございませんので、業者にその判断をお願いしたというのが現状でござ

います。

以上です。

3番（松尾 仁君）

その補強工事がね、先ほど1番議員に答弁された6,700千円とかいう数字ですね。それも判定の報告資料の中に入っているわけですか、その金額も。それはまた別途の業者に頼んだわけ、6,700千円という積み上げは。（「6,489千円」と呼ぶ者あり）細かい数字はいい。それも同じ業者、それとも別の業者ですか。

議長（吉富 隆君）

質問続けてくださいよ、途中でやめないで。3番議員さん、途中でやめないで質問を続けてください。

3番（松尾 仁君）

繰り返します。それは同じ業者、判定報告をした業者、それとも修理については別個の業者に依頼されたんですか。それはいつですか。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

失礼します。この判定報告を受けた業者と見積もりをとった業者は違います。見積もりは今回とっている状況でございます。

以上です。

3番（松尾 仁君）

今回というのは、例えば、5月とか4月とか、そういった時期にとったわけですね。そういうふうに理解していいですね。その見積もりが出てきておりますと。それもあわせて一緒に配付をしてください。

なぜかというね、一たん撤去すると、町のこの財政状況で、それは5年、6年で照明設備を新たにつくろうといったって、そんなことは絶対できっこない。だからね、とにかく修理ができるものだったら修理をして使うと、そういったふうなことで知恵を使っていかなければいかんのではないですか。修理できるものは修理をする。そういった地域活性化交付金というのが九千何ぼあって、その中に地震対策とか地デジ対策で使って、残りの40,000千円近くあるわけです。次から町長のほうにお伺いしていますけど、その辺のところを組み直し、見直して、私もああいったふうな大事な、必要性が、優先順位が高いものは、使えるものは修理をして残していくという施策が必要じゃないかと思うんですけども、これについて町長の御見解を。

町長（武廣勇平君）

松尾議員の見解ということでございますからお答えさせていただきます。

最初は倒壊のおそれがあると。平成17年というふうに先ほど来課長が申しておりますけれども、その時点で倒壊のおそれがあるということを知りました。その後、私も小学校に見に

行きまして、腐食を見ました。本当に既に腐食してくぼんでいる、継ぎ目のところがくぼんでいるような状況です。その上で、小学校の先生からも、これを撤去していただけるのであればというようなことで聞いております。

その中で、この補強をすれば、ここに額面ございますが、6,489千円ということで上がっております。その工法も課長から聞きました。これも一時的な補強でございます、業者のほうから口頭で聞いたというふうに承知しておりますが、数年後、また台風やら、そういった災害の際に倒壊のおそれがないかと言われれば、そこは断言できないというようなことを聞いたというふうに聞いております。その意味で、早急に、これは命にかかわる問題でありますので、倒れてからでは遅いというふうな判断をいたしまして、撤去ということで、今回、地域活性化・経済危機対策の事例集にのっとして上程させていただいているわけでございます。

3番（松尾 仁君）

教育長職務代理者のほうに依頼したんだけれども、修理の見積もり、これを出してください。要するに修理できるから修理見積もりが出てきたんだからね。だから、一たん撤去したら絶対もう五、六年じゃ建たんからね、私が言っているのは。それは人命も大事。だけど、修理してね、その期間もてりゃいいんですよ。

まず、第1回の判定資料と、それから修理の見積もりを出してください。私も現物は何回となく見ているんですよ。その上で言っているんだから。あれは写真入りで出ているからね。そういったことで、町長、もう一度ね、これについては修理できて、とにかくもたせるものもたせていこうと。一たん撤去したら、絶対あなたが任期中はできない。

それと、これはまた後で、財政担当の課長とかいろんな方がおられるので、防衛省の補助金もあるわけですよ。それとか学校あたりのお金もある。その辺のところを絡み合わせて、抜本的にまではいかんけれども、そういった台風が来ても、地震が来ても大丈夫というふうなことでやっていきましょうや。これは子供たちの体力づくりとか青少年の体力づくり、それから防災の拠点としても絶対必要だから私はそう言っているんですよ。

再度そういったことで、とりあえず手付として、活性化交付金の組み替えとか、そういったことを検討してください。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんか。要らないですね。（「いや、答弁は要ります」と呼ぶ者あり）

町長（武廣勇平君）

松尾議員の御質問でございます。私もあそこの小学校で少年野球をやっていました。あのナイターがなければ野球ができなかったと思います。そして、今もグラウンドを使って、ナイターを使用されて運動をされている方も多いと思います。その中で、この交付金が幸いなことに来まして、ここしかチャンスはないということで、今回、撤去の費用としてのせさせ

ていただいているわけでごさいます、議員おっしゃるように、数年後、また倒壊のおそれはあっても補強すべきというようなことをごさいます、そこについては、本当に大変判断に苦しむところをごさいます。よろしければ、この形で御了解いただければというふうに思っておるところをごさいます。

以上をごさいます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。議案審議の途中をごさいます、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ごさいませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、14時40分まで休憩をいたします。

午後 2 時26分 休憩

午後 2 時38分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

ほかに質疑はごさいませんか。

7 番（井上正宣君）

先ほど来質問がございました地域活性化の当町の交付限度額、ここには96,858千円とありますが、活用予定事業、こういった事業については、他町もお話を聞きましたが、限度額以上の事業枠をもって申し込むということですね。それで、私も他町のあれから聞いてみますと、当町も130,000千円ぐらいの事業予定を上げていいんじゃないかと。そして、どれが採択されるのかわかりませんが、そういった感じで少しでも、町長、一般質問のときも申し上げましたように、削るよりも稼いできてほしいと。そういうところに枠の中に余裕ができて稼ぐということなんですよね。先ほど来質問が出てございましたナイター照明の鉄塔関係の撤去、撤去するのか、補強するのか、新しく建てかえるのか、こういうのは、これはもともとグラウンドですから文科省かもわかりませんが、解釈の仕方で、緊急避難場所とか、そういうことになりますと国土交通省か、そういう各省庁を調べてみるんですよ。そして、補助率の一番高い、もちろん防衛省は75%ぐらい補助率がありますから、そういった中でやると、50,000千円でも75%の補助があれば安くでき上がる。そういったことを私は稼いでほしいと言うんです。削るよりも稼いできてほしいと。少ない予算で大きな事業をやる、いいですか。

それで、さっき申しました限度額の問題の枠の拡大解釈、それから、今申しました小学校のナイターの撤去を再検討していただく。それと健康づくり事業の中で、もちろんこの健康

づくりについては、皆さんが健康で明るく、医療費の削減につながることであるし、これは10年前、この事業に対しては2,300千円補助をいただいているんですね。非常に今回少ないと私も思っておりますが、その根拠もちょっと説明をお願いいたします。

それから、この臨時交付金の中の17番目に、新型インフルエンザ対策事業、これが掲げてありますが、現在、もう世界的にフェーズ6に上がっていますから、そういった緊急的なものに対応できる内容であるかどうか、もう一回説明をいただきたいと思っております。

それから、ちょっとこれは小さいことかもわかりませんが、11番の各集会所施設置替えと書いてありますが、これよりももっと大事な、特に、学習等施設なんかの水道設備が陥没して水道が出なかったり、何か便所はバケツでくんでいって流しているというようなことも聞いておりましたし、そういった小さなことにも予算を張りつけていただいたほうが、こういうような緊急的な交付金であればそういうのが有効じゃないかと思うんですが、よくよく皆さん方お調べになった上で、もうちょっと予算の組み替えをお願いしたいなと思っております。

それで、さっき申しましたように、小学校ナイターの撤去の問題、それから健康づくりの問題、新型インフルエンザ、それと今の集会所の問題ですね、この全体像の交付限度額の問題の枠のとり方、これをまず先に御説明をいただきたいと思っております。私の他町からの情報が間違っておれば別ですが、多分、上峰も同じことだと思っておりますので、御説明をお願いします。

企画課長（川原源弘君）

限度額につきましてお答えいたします。

議員おっしゃるように、一般的な予算計上といたしましては、交付金の限度額以上に事業申請するのは一般的な予算計上のあり方でございます。今回、私どものほうが考えているのは、交付金限度額を使って、町単独費用のほうはそれに上乘せしないという基本的な考え方がございましたので、こうしております。議員御指摘のようにするのが他市町のあり方という形は理解しておるところでございます。

以上です。

7番（井上正宣君）

そういうことができるなら、やった上で、そして、どれが該当するかわかりませんから、できるぎりぎりのところまでは全部やってくださいよ。そうしないと、何か小さいことばかり考えてはやっぱりだめなんです。できるところまで精いっぱい自分で頑張ってみるというような気持ちがないと発展性もないし、活気も出ないと思いますから、そこら辺をまたよろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

この問題で答弁は要りませんか。（「答弁をしてください」と呼ぶ者あり）

議員さん方はきちとした形で、答弁が欲しいなら答弁が欲しいと、きちとやってくださいよ。

企画課長（川原源弘君）

経済危機対策事業の限度額いっぱい確保する手法といたしまして、事業申請におきましては、1割増とか、そこら辺の手法というのがあり得るかというふうに思いますので、今後、実施とか事業計画申請に当たっては、そういう方向で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（井上正宣君）

今回のこの交付金の内容についても組み替えをぜひお願いして、もうちょっと枠を広げて再提出をしていただきたい。このままでは私も承服いたしませんので、できればそういう形でもう一回やり直してみてください。

今の件については答弁は要りません。

それから、その次ですが、小学校ナイターの件ですが、さっき申しましたように、緊急的な避難場所とか、そういういろんな活用の中に各省庁を打診していただいて、そして本当に少ない予算の中でそれが実現できれば、やはりそういう形で稼いでいただいたほうがいいと思うんです。

なぜこういうことを申しますかという、上峰町は今まで非常に債務負担も多いんですが、インフラ整備がほとんどでき上がっておるんです。それによって他町から、上峰はいいなということで転入者が非常にふえているんです。それで、活気が出ているんです。ふえることによって上峰が財政的に潤うこともありますし、いろんなところでいい方向に活気が出れば、これが一番だと思うんです。上峰の町民の方に、何が不自由なのか。不自由なところは私は余りないと思うんです。上峰は住みよいと思うんですよ。そうしたことを考えて、こういったものをマイナス思考じゃなくてプラス思考のほうに考えて、今後そういう予算の組み方も考えていただいたらいいと思うんです。

まず、この小学校ナイターの撤去工事の件から御説明をお願いします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

今、7番議員の御質問で、ナイター撤去をした場合に、各省庁の補助金関係をもっと勉強して補助率のいいものをというようなことだったと思いますけれども、十分そこら辺、防衛省なり文部科学省なり、各省庁の補助を見て勉強していきたいというふうに思っております。

それから、第2点目の別紙資料の健康づくり事業（体協40周年事業）の1,000千円というようなことですが、この部分の内容をというようなことで、議員おっしゃるように、節目、節目で体育協会が自主的に町民を対象に体力づくり、健康づくりの事業をやっていただいております。今さっき議員言われたように、10年前は町の補助金として2,300千円ほど

いただいております。今回、1,000千円というようなことで、補助金を一応1,000千円、体協のほうで自己負担金ということでその2割で200千円、雑入ということで1千円、合計1,201千円の総事業費というようなことで予算を一応計上しております。

内容につきましては、各地区挙げてスポーツ大会を募集しようと。それから、あと記念講演を有名な先生に講演いただいて、町民の体力づくりに貢献しようと。それから、そのときに同時に、長い間、町の体育協会に貢献していただいた方々を表彰しようというようなことで、大きな項目としては、3本柱でいきたいというふうなことで、今、体育協会と打ち合わせをしているところです。

以上です。

7番（井上正宣君）

8番についてはよく理解いたしました。とにかくこのスポーツだけに限らず、やはり健全なる身体には健全な精神が宿ると言われるように、町長も小学校のころから少年野球をやられていたということで御理解あると思うんですが、特に、現在、医療費関係ですね。医療費の高騰、年間、相当医療費がかかってきております。そういった中に、やっぱり病気にならないように健康で過ごせるような、そういう環境をつくってやるということも一つの体育協会の根本的な基本理念じゃないかと思っております。ですから、こういったところももう一回御検討をいただきたいなど。

それから、さっき申しました小学校の照明関係ですね。これは多分いろんなところ、国土交通省、文科省、総務省、そういったところにこういう助成があると思っております。もしぎりぎりの線でなかったら、押し込んでくださいよ。無理やりでも押し込んで、これは補助金を下さいというようなことの押しがきかないと、町長、だめですよ。ああ、そうですかで引き下がるくらいだったら予算とれませんよ。どこもそういう気持ちで予算獲得に来ているわけですから、そういうことを頑張ってください。

あとは集会所の水道が陥没して利用できない状況下の故障箇所、これがここに該当するかどうか。

それから、新型インフルエンザの対策で、これで間に合うのかどうか。現在、フェーズ6に上がっていますから、それで大丈夫なのか、ちょっと御説明をお願いします。

健康増進課長（江口正光君）

新型インフルエンザの対策事業関係ですけれども、現時点で新型インフルエンザの流行規模を完全に予測することは難しいとされておりますけれども、強毒性のウイルスに変異をした場合には、アメリカの疾病管理センターによりますと、感染者は人口の25%、欠勤者が最大で40%と推定されております。流行期に住民対応としては職員が当たるようになると思いますけれども、その職員用の防護服、まず濃厚接触用防護服というのがあります。これは汚染物質への直接の接触等がございます。また、軽度用の接触防護服というのもございます。

これは一般職員が災害者支援とかライフライン関係、また窓口の機能などの優先業務を行うためのものですけれども、これで3月に地域活性化・生活対策臨時交付金によりまして10日分を予算で通してもらいました。今回補正で新たに20日分を備蓄用として予算計上しております。ですけれども、流行期間が約60日ということで、30日分しか予算的にはございませんので、その推計値による値からしますと、30日分ぐらい不足するのではないかと思います。以上です。

7番（井上正宣君）

例えば、マスクあたりが市場を見てみますと、いざ、このインフルエンザが広がってきたときにマスクが足りるかどうか。メーカーのほうでも生産が間に合わないというぐらいに今やっておるわけですが、今、上峰のほうで、もし1人、2人でも出てきたとき、どういう対応策をとられますか。

健康増進課長（江口正光君）

マスクの件ですけれども、今現在、少しずつ出てきているということは聞いております。町民対応のマスクとしては、役場に来られた場合は、その方にマスクの着用の意識づけ等を行って、流行期には来られた方に1枚とかを配るようにはしておりますけれども、住民さん方には、今後、マスクの着用、また購入等呼びかけていきたいと考えております。

ですけれども、5月1日の役場からの緊急新型インフルエンザ情報の中にも、マスクの着用とか、うがいをしてください、手洗いをしてくださいというお願いをしておりますので、その辺の意識づけはかなりなっていると思います。

以上です。

7番（井上正宣君）

今、一般の方についてはそうだと思うんですが、例えば、保育所、幼稚園、小学校、中学校、こういう子供たちに対するインフルエンザに対する対応策、これはどのように考えていらっしゃるでしょうか。答弁をお願いします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

小・中学生、子供たちに対してどうやっているかというようなことですが、一応県の教育委員会に対策本部がございまして、そこから教育事務所、教育委員会、小・中学校という指示系統がございまして、その中で、新型インフルエンザ対応行動計画というものを5月上旬につくりなさいと県の本部から来まして、うちのほうは小・中学校に指示をいたしまして、小・中学校対策行動というようなことでつくり上げております。その中で、マスク、うがい、手洗い、それを細かく書いているというようなことで、常時子供たちには指導していると。

マスクについては、そういう事態が発生したら各自で用意をする。先生方もそうです。各自で用意するということが指導をしております。

以上です。

7番（井上正宣君）

各自で用意するよにということですが、これも1週間も10日も一つの同じマスクをはめるわけにはいかないと思うんですが、そこら辺の指導も含めてやっているわけですね。答弁をお願いします。

教育長職務代理者（鶴田良弘君）

まず、そういう事態が起きたら、市町村の教育委員会は臨時休校をしなさいというようなことで、その日にちについても7日間というようなことで決まっております。その後、登校と、8日目からですね。状況を見ながらですけれども、基本的には7日を臨時休校するという形で小・中学校には指導していきたい。

それから、御父兄さん方には、子供さんたちにはマスクをつけて登校させるよにという形になるかと思ひます。

以上です。

7番（井上正宣君）

町長にお伺ひしますが、もし上峰に発症者が出たとき、例えば、今、福岡まで来ていますよね。これが目に見えない形で入ってくるわけですから、教育委員会だけでなく、そういったときの危機管理体制、これは役場のほうで決められておりますか、それをお伺ひします。

町長（武廣勇平君）

危機管理対策を役場のほうで決められておるかということですが。

他市町におきましては、町長、副町長が交代で出てきたりということも聞いております。その辺も含めまして、今、当町として行動計画を策定中でございます。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

今策定中でございますということですが、もうつくってくださいよ。もうそこまで来ていかもわかりませんから。そういう形をお願いいたします。

さっきの学習等の件ですが、そういった予算措置というものをちょっとお伺ひいたしますが、御答弁をお願いします。

企画課長（川原源弘君）

学習等、水道管の補修という意味合いですけれども、その水道管の補修が必要というのは私どもも重々承知しているわけですが、その対応として、いつの時点でするかという形で私どもも町長協議をやったんですけれども、今回の交付金のほうではちょっと今のところ落としておりますけれども、今後、公共投資事業が見込まれますので、そこら辺での対応という形で、私どもも現状は十分把握しておりますので、おいおい　おいおいというか、早急な対応は必要かというふうには承知しているところでございます。

以上です。

7番（井上正宣君）

できれば、そういう形も地域活性化につながる問題ですから当然できると思うんです。こういう一番利用価値の高いところ、こういったところ、環境面、衛生面もあるわけですから、早急にやっぱりこういうのは計上して、修復をお願いいたしたいと思います。

全体的にこうしてまだ予算的な組み方がばらつきがあるわけですので、このままでは賛成しかねます。もう一回再検討をお願いいたしたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

4番（漆原悦子君）

子ども安全課ですね、地域活性化の臨時交付金のほうと、それから佐賀県緊急雇用創出基金事業ですね、こちらのほうで補助金を使われておりますけれども、土曜クラブ開庁というふうになっておりますけれども、現在77名という回答があったかなと思っております。1人頭の指導員さんの人数が20名だから4名というふうな言い方をされておりますが、今年度の補正予算の中に、県の放課後児童対策事業の返還金も500千円出ているわけですよ、返還する金額がですね。そういう中で、人を充てればいいというものでもないのかなと。それと同時に、私が一般質問をしたときに、生涯学習の中で子育てプランのほうを質問したときに、年間の第1、第2、第3、第4の土曜日の利用者人数が年間720名と言われたと思います。あの時点で団体が8団体あったので、それを割ると大体1団体90名と。そうすると、1年間で各団体、月に2回ずつ土曜日対応していますので、それをやっていると、単純に平均して1回に4名ですよ。それは多かったり、1人やったりすることもあるでしょう。そういう中で、利用率がそのくらいしかないのに、現在、土曜クラブを実施したからといって、その77名が全部来るわけじゃないでしょう。

今、親にもきちんと親業として負担をさせるところはさせなくちゃいけないと思いますし、以前の一般質問でも言ったんですけど、上峰町には子育てサポーター制というのをやったんですよ。お互いにできないときに、登録制でお互いにお金を払ってお願いをする制度、それをしたんですけど、利用者はいなかったんですよ。ということは、役場がお金を払って、ある程度整備をすればやるけれども、自分たちの負担はしたくないという裏返しにもなるわけですよ。今から先も社会教育は大事になるうかと思っておりますけど、そういう面でも、予算、雇用の人件費があるからといって安易にやるべきではないと思いますので、もう少し検討をしていただきたい。よろしいですか。

もう1件、一般質問でも言ったんですが、学校給食費のほうに1,200千円人件費がついております。これも緊急雇用のお金があるからと言われましたけれども、内容は説明したとお

りで、きちんと最初にそういう約束ができていたとすれば、その結論が出るまではつけてはいけないと思うんですよ。一回つけたら切るとはできないんですよ。当然通っていったらそのまましていかなきゃいけないし、緊急雇用は一回きりですよ、今の時点ですよ。来年度はどうされるんですか。まずそれですね。

それと栄養士についてもそうです。栄養士が臨時であって、1,030食ですか、今やっていますから、その分の負担というのは物すごく大きいんですよ。もっとそちらを正社員にしたり、きちんと責任が持てる人にやるほうが優先だと思うんですけど、きちんと組み直しをして、きちんと計画性のある予算を組んでいただきたいと思います。

議長（吉富 隆君）

4番議員さん、答弁要りませんか。（「要ります。お願いします」と呼ぶ者あり）

子ども安全課長（大隈忠義君）

子ども安全課の放課後児童関係ですけれども、人件費ということで、放課後児童の関係で1,238千円計上させていただいております。この部分につきましては、先ほども4番議員言われましたように、緊急雇用対策事業ということで790千円、また地域活性化・経済危機対策臨時交付金ということで248千円をこれに充てるというふうなことで計上しております。その内訳的には、臨時雇用のほうなんですけれども、議会の一般質問の折にも3名体制で実施しておりますと。実際不足しておりますのでというふうなことで、1名分ということで、784千円ですけれども、これを臨時雇用対策と。それと土曜開庁というふうなことで、今、指導員で一応2名予定をしております。

その根拠というのが、先ほども出ましたけれども、実際、放課後児童クラブの77名の申し込みというのは、実際、土曜日としてそれだけの人員が申し込みをするだろうかといったことでアンケートをとっております。一応77名、子供1人当たり回答してくださいということでしてありまして、6名が利用をしないと。利用しないというのが49名、あと検討中22名というふうなことで、こういったことで一応勘案しまして、土曜開庁に伴う申し込み人員というのは20名ぐらいだろうと想定をいたしました。そういったことで、指導員を土曜日におきましては2名というふうなことで、518千円ですけれども、それとその20名に対して保護者負担金が270千円あるというふうなことで、一応学童整備事業、土曜開庁に伴うところの交付金ですけれども、248千円というふうな金額を割り出しております。

以上です。

教育課長（岡 義行君）

学校給食の件につきまして、まず1つが緊急雇用で、今現在というか、こっちのほうの補正で上げているのが緊急雇用で2名ということで、学校の配ぜん業務ということで上げております。一応135日間で半日の2人ということで、1日6,100円の半日ですので、3,050円ということで823,500円を上げているんですけれども、この分につきましては、今後、学校と

も協議しながら、学校の体制等が整っていけば学校のほうにお任せをしたいと思うんですけども、今回、こういうふうで1年間、3月末までの部分で135日間を上げています。

なお、栄養士につきましても、今現在、臨時職員ということになっておるんですけども、できれば正職員ということにしたいと思うんですけども、今年度、そういうふうで臨時職員として対応させていただき、今後、そういうふうで検討をさせていただきたいと思えます。

以上です。

4番（漆原悦子君）

給食に至っては、一度臨時さんを入れたら、それが当然となるんじゃないですか。今、学校側はいないからお手伝いをしてあるんですけど、臨時の人が入ったら、当然のごとくその方にさせられますよ。そしたら、先方さんと交渉するに至っても、いらっしゃるんであればいいだろうとなるんじゃないですか。一般質問のときも言われたように、行政のほうで担当者がころころかわって引き継ぎがきちんできなくてやれなかった、その始末は担当課でとってもらるのが当然だと思いますから、基本的には交渉がきちんとするまでは担当課のほうできちんとお手伝いするなり対応するのが基本だと思います。

それから、子ども安全課ですね。子ども安全課については、土曜クラブ、確かに聞こえはいいですよ。だけど、今、希望者は77名のうち6名ですよ。6名の方にこれだけのお金をかけるのであれば、もっとやり方次第では、土曜日の子育てプラン、いろいろ生涯学習とか、あとボランティア団体、いろんなところでやっていますよね、ふるさと学館にしても。いろんなことを時間的に調整してやれば、お金を出さなくてもいろいろな対応はできると思います。もっと頭を使って、知恵を出して、人を充てるばかりが能じゃないと思います。何でもしてやるばかりが親のためになるとは思いません。もう少しきちんとして検討をしてください。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。ほかに質疑はございませんか。

3番（松尾 仁君）

先ほど休憩が終わって、私の番かなと思ったら飛ばされました。

私は鉄塔の件は終わりました。あと広報、危機管理、それから緊急雇用、4つほど、あとまとめでいきたいと思うんですけども、まず、この全般に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金のことで、前提となる事実認識が、ちょっと余り仕事が多過ぎて混乱されているんじゃないかと思うだけですけども、これについては交付金ですから、お国のほうから、はい、あなたの町は96,000千円ですよ、お隣のある町は2億円ですよと、こういったふうに配分されてくるんじゃないですか。こういった事業がありますから、ひとつ精査してくださいというやり方とは違うと思うんですけども、担当課長、いかがでございますか。この辺を前提をはっきりしておかんとね。

企画課長（川原源弘君）

この緊急経済対策の交付金なんですけれども、要するに国の予算計上、21年度補正予算で1兆円ほど。その中で佐賀県に配分があると。そして、上峰町の枠として96,000千円ですよという形、これは枠ではございません。要するに上峰町の活用予定事業としてこれだけの枠は確保しますよと、ですから、それに見合うような事業を上峰町で地域活性化事業として対応してくださいと。したがって、事業申請、それとあと実施に伴う実績報告、それと補助金の交付申請というのは当然必要でございます。ですから、これは事業をしなくても交付金があるかということ、そうではございません。事業に対してのお金という形でございますので、通常の補助事業と何ら変わらないというような概念を持っていただければわかりやすいかなというふうに思います。

以上です。

3番（松尾 仁君）

要するに交付金なんだから、その交付金という性格は変わらんから、そういったことで考えてよろしいわけでしょう。

じゃ、次に進みます。

これは私も一般質問で上げましたけれども、町の広報紙ですよ。町長の施政方針にもあります。要するに町のそういったふうな情報の伝達とか、そういったことで必要ですよと。情報の公開とか、これを挙げられております。それで、これは私の持論ですから、ちょっと調べてもらったんですよ。お手元にこういうふうなA4の県内市町の広報紙発行回数というのが配付してございますので、ちょっと見てください。（資料を示す）上のほうから、市では佐賀市とか鹿島市とか小城市は月に2回出しております。町ではどうかということ、基山町が2回ですね、上旬と下旬。あとはほとんど毎月発刊しております。残念ながら当町だけは隔月置きに出しております。

私がなぜこれをかなり言うかということ、要するに町長のやりたいこと、願いたいこと、こういったのは、この広報紙を通じてやったほうが一番皆さんに伝わるわけですよ。インターネットとかそういうのがあるけれども、ちょっとまだこれは時期的に早いのでね。恐らくインターネットのホームページでやっているのは20%以下だと思うんですよ、うちの町では。20%までいっていないと思います。その辺のところがあるので、ぜひ最小限、これを毎月1回出されて、例えば、いろんな利用価値があるわけです。町長が新聞記者等に話しておられるようなことで、例えば、「勇平の窓」とかなんとかいうあれをつくって、毎月そこで自分の気持ちをお話しされればいいわけです。それとか、各課、いろんな事業とか計画しているやつがあると思うんですよ。それを載っけてもらう。よその町はどこでもそのようなことをやっているんです。要するに町民、それから職員とか、気持ちを一体にしてやっております。その中から、ボランティアの活動から芽が出てきて、こういったことをやるうか。だから、

あれでしょう、百花斉放でいろんなボランティアさんの事業が出ているじゃないですか。近々、例えば、みやき町では風の館とかで、今朝もニュースか何かでやっておりましてけれども、ああいったやつはボランティアさんの発意で全部やって、そういうのを大事に取り上げてやっていくのは、町長みたいに若い感性豊かな人が一番わかるわけです。

だから、最小限、月に1回出すようにしてください。予算的には一般質問で言ったように、1,000千円ほど準備すればいいわけですから。できたら、これはカラーの多色刷りで出してもらったほうが住民の皆さんもよく読むわけです。よろしいですか、町長。

総務課長（江頭典雄君）

ただいまの町の広報紙の関係では一般質問でお答したかというふうに思いますが、議員おっしゃるように、今現在は2カ月に1回でやっておりまして、総額で約1,000千円ほどかかっております。今まで月1回、平成18年度でいいますと月1回出しておったわけですが、1,600千円から1,700千円ぐらいの経費がかかっていたわけです。これも経費節減ということで一斉にそういう取り組みをした関係で、2カ月に1回というようなことで取り組んできました。

内容等については、とり方では十分な内容でもないかもわかりません。しかし、2カ月分先取り、あるいはその後の情報も掲載して、2カ月分、ページ数もふやしましてお知らせをしているような状況でございます。おっしゃる県内の状況もそうでございますが、いち早くそういう状況に戻したいと思っておりますが、財源的な節約できるものは節約していきたいという観点から、もうしばらく今のままで続けていきたいというふうに考えていますので、御理解いただきたいと思います。

3番（松尾 仁君）

なかなかガードがかたいですね。町長、結局ね、そういったことで私が言っているのは、毎月出すことによって町がどういった動きをしているかということがわかるわけです、住民の皆さんにね。2カ月に1回だったら、月おくれで全然わからない。わかりますか。町長なんかは余り見ていないんだろう。使っていないんじゃない。最小限、やっぱり月1回は出してください。

課長は何かお金の心配ばかりしているけれども、こっちのほうの地域活性化を見てくださいよ。玉石混交じゃないですか。

次、こっちのほうへ移りますけど、その前にもう一度、これは町長の政治的判断として、よし、そういうことだったら町民のためにやってやろうというようなことで御答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

松尾議員の御提案でございます。今、本当に財政難ということで厳しい中、各課、経費の節減という中でこの話が出てきたと。そして、隔月で今発行させていただいているという状

況だと就任当初から聞いております。引き続きこの形になると思いますが、財政健全化を果たした中で、毎月発行できれば、それは健全化をした上で発行することは構わないと思っておりますが、今現在、大変厳しい状況の中、毎月の発行が難しいということで御了解いただければというふうに、心苦しいですが、思っております。

3番（松尾 仁君）

町長もすっかりあれだね、答弁は上手になりましたけれども、要するにこれはやろうということであればすぐできるわけですよ、1,000千円ぐらい。ほかの無駄を削ればいいんだから。たくさんあるですよ。例えば、この経済危機対策臨時交付金、これは町長ごらんになってどう思われますか。私、具体的にここの内容は言わんけれども、玉石混交ですよ。大体このお金は単発なんですよ。長くて2年ぐらいの計画でやるんだらうけれども、それに継続している事業なんかも上げておる。例えば、20番の乳幼児医療費補助事業、これは6,000千円ほど要るんですけども、ここをつけている。じゃ、これが終わって次年度からどうするんですか。6,000千円、これは財政厳しき折から、ことしだけのことでした、次から出ませんとやるんですか。どうなんですか。

町長（武廣勇平君）

担当課長のほうから詳しく説明させていただきたいと思いますが、これは一般会計の歳出を抑えるということも含めて、この交付金を利用させていただいているという経緯があると存じております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

ちょっと論理が明確じゃないね。これは一般会計の中の補正ですよ。地域活性化交付金ということで上げられて、この補正予算の中に入っているんですよ、国庫支出金で96,000千円。その中の最後の事業がこれなんですよ。あなたはこれをずっと自分でチェックされたでしょう。

だから、私が言いたいことは、玉石混交だし、また単発で終わるやつ、それから継続している事業がありますよと。継続している事業にも、この中からお金を充てていますと。じゃ、次どうするんですか。私の持論であるたかだか1,000千円でもお金がないので、財政が好転してから出しますというようなことをおっしゃっているけれども、例えば、乳幼児医療費助成6,000千円、これも財政が好転してから出すんですか。

議長（吉富 隆君）

町長、6,000千円の問題については町長答弁が正解なんだよ。きちっともう少しわかりやすくせんね。組み替えでしょう。（「はい、組み替えです」と呼ぶ者あり）そうでしょう。

町長（武廣勇平君）

済みません、御説明が不十分でございました。

これは一般経常経費ということで、毎年毎年この経費はかかるわけでございます。今回、国のほうから経済危機対策ということで交付金が御案内のように来ました。そこに組み替えることによって、一般会計の経費分を浮かすことができると、そういう発想でここに載せさせていただいております。おっしゃるように、翌年度以降、この経費はかかってくるものでございます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

ほかのやつも関連性があるからね、単発で終わるやつに継続している事業を全部上げているやつもあるから私は聞いているんですよ。21年度、20年度終わりました。じゃ、次どうするんですかということを知っているんだけど。

じゃ、町長はちょっと勘違いされているようだから、担当課長のほうに私はお伺いしますから、担当課長、ちょっと説明をしてください。

議長（吉富 隆君）

福祉課長ね、予算の中には松尾議員さんが言われるような予算の組み方があるんよ。よか。特会、それから債務負担行為、一般会計、特例を使ったところで、これに影響する部分があるだろうというのが意見なので、きちっとした形で説明をしてください。

福祉課長（北島 徹君）

乳幼児医療の担当課としてお答えをしたいというふうに思います。

まず、この6,048千円につきましては町の単独分ということで、町のほうでよそにない事業として行っている部分でございます。それにつきまして、今回は補正を当方では要求をいたしまして、財政当局のほうでこの地域活性化・経済危機対策臨時交付金を充てると、これでいこうという判断をされているということでございます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

今、福祉課長の答弁でよくわかりました。そういったことで、町の単独のやつだと。いいですね。これは単発で終わりますよと、この活性化の交付金は。次からはどうするんですかということを私はさっきからしつこく聞いているんですよ。1,000千円でも財政厳しき折からあなたは言っているんだから、6,000千円というのはまだ厳しい。それともこれは今年度限りのそういった助成ですか。

議長（吉富 隆君）

松尾議員さんの質問の途中ではございますが、ここで休憩をいたしまして詳しく説明をしたらどうかと思いますので、御理解をいただければと。よろしゅうございますか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

じゃ、お諮りをいたします。議案審議の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思

ますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、15時45分まで休憩をいたします。

午後 3 時27分 休憩

午後 3 時41分 再開

議長（吉富 隆君）

休憩前に引き続きまして、議案審議を再開いたします。

先ほどの3番議員さんの件につきましては御理解をいただいたということで、先に進ませていただきます。

ほかに質疑はございませんか。

2番（原慎和彦君）

学校給食費の件でお尋ねいたします。

きのうからきょうにかけていろんな形で、学校給食はことしの4月から完全に民営化になっていると思います。配膳業務の職員を135日の半日の3,050円ですか、何のために入れやんですか。まず、根本的にそこが1つ。

それと栄養士さんが臨時であると。民営化になる前には、給食センターにはそれなりの栄養士さんとかもろもろの方がおられたと思います。当然、配置転換あたりもされていると思います。そして、4月、5月、2カ月、臨時の栄養士と。しかも、私、去年3回ぐらい、この民営化の委託契約については、すごいしつこいほど言っております。

だから、その中で、献立をつくるのはこちらのほうですから、その栄養士を給食センター、向こうのほうに机を置いて、材料のチェックから工程のチェックから献立を立てて全部やるというような約束をしておりました。だけど、それを置いていないと。7月から置きますというような話やったんですけれども、どんな契約をやっているんですか。これははっきり言って、あなたたちの契約ミスの、言い方は悪いけど、しりぬぐいですか。違いますか。ちょっとそこを教えてください。

教育課長（岡 義行君）

ただいまの御質問についてお答えしたいと思いますけれども、先日、4番議員のほうから一般質問で質問がありました。

まず、1つは配ぜん業務についてなんですけれども、この件につきましては、我々も当初、業者がやるということで、先日もその文書を読み上げましたけれども、それからいろいろ調べてみますと、一番最初の仕様書、現説の段階では、業者のほうでは配膳業務につきましてはお手伝いをお願いするというような内容でありましたので、実際はこちらのほう、学校のほうで配膳業務をやるというようなことでしたので、そういうふうなことで今までずっと業

者とも打ち合わせをし、我々もそう思ってきた中でそういうことが出まして、配ぜん業務の部分について今後こちらのほうでやっていきたいと思っております。

また、栄養士の件につきましては、これも先日、一般質問の中で話が出ましたけれども、当初こちらのほうで予定しておりました栄養士、昨年11月から研修をずっとしておりましたけれども、その中で、やっぱり調理員として長年していたということで自信がないということで、こちらのほうも再三再四説得はしてきましたけれども、どうしても自信がないということで、急遽、県の体育保健課のほうに御相談して経験者を推薦してもらい、現在の栄養士を雇っているというふうな状況でございます。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

言われるとおり、事情はわかりますよ。それは許されるものじゃないと思います。

私も去年一年のうち3回ぐらいの質問の中において、業者の範囲はどこまでか、うちの範囲はどこまでかということ、きちっとおきなさいということも言っております。あなたたちは聞いてそれをせんならば何でんならんやなかですか。私たちがここでぎゃん言うたっちゃ、何一つでん。どやんなるですか。だから、こういった問題が出ておるとでしょうもん。違いますか。

それと栄養士の件なんですけれども、これは私、管理栄養士の問題から何から酸っぱく、子供の安心・安全の食のためには厳しく言っております。それは本当にしつこいぐらい言っているんですよ。それだけ言った中において、今、何ですか、臨時の栄養士を置いて献立だけつくって、向こうの材料のチェックもやっていない、何もやっていないと。そういったことだから、きょうも言ったように予算の組み方から言わにやでけんじゃなかね。あなたたちが本当に子供の食の安全・安心、町長、さっきまで一生懸命言った。財政が厳しい折、財政が厳しい折と。町長だけやんね、そういった気持ちで一生懸命取り組みよるとは。あなたたちの仕事のミスで幾ら出さんばですか、ここ。幾ら出さにやんですか。1,000千円からの金を出さにやんとでしょうもん。それをおめおめと認めると言うんですか。やり方が余りにもひど過ぎますよ。

そこら辺の取り組みについて、町長、やはりあなたのリーダーシップをきちっと出してくださいよ。お願いします。

町長（武廣勇平君）

2番原慎議員の御質問でございます。リーダーシップをとということでございますが、私もこの間の給食の民営化に伴う管理栄養士の件、配膳の件、できてから時間がかなりたって小学校に給食が来ているという現状、憤りを感じておる部分でございます。契約書、仕様書を交わしていきまして、衛生基準、そういったものも交わしております。その中で、こちらの引き継ぎがうまくいかなかったということも背景として聞いております。その中で、いろんな

不手際が出てきているという現状で、議員の先生方にも御迷惑をかけているということでございますが、こちらから業者に要求することは強く今後要求していきたいというふうに思っております。また、こちらの不手際の部分につきましては、課長と相談しながら今後進めていかせていただきたいと思いますということで御了解いただければと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

町長、今2番議員さんが言わんとすることはどういうことかということを理解してよ。よかですか、栄養士さんというのは今まで専門業として行(二)だと思ふ。だから、技術屋さんですよ。その専門職。それを私は責任を持ち切らんけんできないと。だから、臨時を雇った。その件について、町長の政治判断をお願いしたいという質問ですよ。それは町長、答えてくださいよ。2番議員さんはそういうふうな趣旨を言っておられる。すぱっと鋭く言っていないだけで、そこが問題。とあわせて、財政健全化どうなのという問題だろうと思うので、そこら辺は趣旨をよく理解して御答弁をしていただかないと前に進まないであろうと思ひます。

難しい問題であると思ひますので、原慎議員さんにおかれましては、今後どうしていくのかという問題等々については、これは本議会じゃなくて、きちっとした形をとるようにしたほうがいいのではなからうかと思ひます。そうしないと、なかなかこの問題はここでけじめというのはつかないであろうと予測をいたしますので、御理解いただければと思ひます。

ただ、そこで、原慎議員さんが言わんとすることは、こんな予算の組み方はできないよということであろうと推測をいたしますので、その点で御理解をいただきたいと。執行部の方についても、趣旨はどこだということは御理解いただいたと思うので、そこら辺でお願いをいたしたいと思ひます。御理解いただけるでしょうか。

2番（原慎和彦君）

内容について、非常にこれは子供の食の安全をどうして守るかという大きな問題なんです。しかも、6年間、単年度じゃないんです。だから、これは特別委員会でもつくって、本当に子供の食の安全を守るためにはどうしたらいいかというようなことで、委員会でもつくって、できれば別なところでの検討をお願いしたいと思ひます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

町長の御見解を、今の件について御答弁をお願いしたい。

町長（武廣勇平君）

議員の御提案でございます。特別な委員会をつくって検討させていただきたいと私も思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はございませんでしょうか。

5番（中山五雄君）

16ページの款の8の土木費、目の2の道路維持費ですね、節の13の委託料、町道伐採委託料で4,482千円上がっておりますけれども、これは全線ですか、全線でないですか。

建設課長（江崎文男君）

失礼いたします。

一応面積的には3万平米の2回の伐採費ということで計上しているところでございます。

なお、3万平米といいますと、もともと町道伐採につきましては委託事業ということで行っておりまして、3年ぐらい前から草刈り機を3台購入いたしまして、今は課の職員で切っているような状態でございます。その3万平米といいますのは、先ほど言いました委託をしていたときの面積に合わせております。

なお、全路線ではありません。

以上です。

5番（中山五雄君）

3年前までは業者に委託をしていたと。そしたら、21年度分で4,482千円、これはどういうことですか。答弁をお願いします。

建設課長（江崎文男君）

先ほどの業者への委託なんですけれども、3年前までは業者への委託ということで、委託事業という形ではございましたけれども、先ほど言いましたとおり、今は課の直営ということで伐採しております。今回、佐賀県の緊急雇用創出基金事業ということで、それを使いまして、今回につきましては約3年間の継続的な事業ということで上げております。

なお、佐賀県の緊急雇用創出基金事業につきましては、100%国からの補助ということでやっております。

5番（中山五雄君）

今の説明でその辺はわかりましたけれども、これは今まで伐採を水路関係、道路の肩から水路のほうに刈っている部分で大体1メートルから1メートル20ぐらいの伐採をしていると思います。水路際までは刈っていないんじゃないかなと。その辺で、弁当のからとかジュースの空き缶なんかをビニール袋に包んでそのままぼんと捨ててあって、農業をされているその隣接の百姓さんたちは大変困っているということで話が出ておりますから、今後そういうことで伐採をこっちでされるならば、水路際まで刈られるものかどうか。

建設課長（江崎文男君）

先ほどの御質問なんですけれども、ここ3年間は確かに直営ということで私たちがじかに

現場に行って刈っておりまして、ただ、そういうふうな空き缶とか、そのような弁当のからですか、そういうところまではなかなか手の回らないところがあったと思いますけれども、今回につきましては、その創出資金ということで業者への委託という形になりますので、一応刈られる範囲、基本的には道路です。あくまでも町道を対象にしていますので、町道の伐採ということなんですけれども、そこは人力的に刈られるところまでは一応こちらから要請して刈らせたいと思っております。

以上です。

5番（中山五雄君）

これは最後のお願いですけれども、これはほとんど水路際まで肩かけだったら刈れると思いますから、それを残さないように刈ってもらえれば、百姓さんたちも農業の方たちも助かるんじゃないかなと。ほとんど残っていたら、あれが50センチ、60センチと残っていたら、本当見てくれも悪いんです。だから、その辺をきちっと指導のほどを今後ともよろしくお願いしておきます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

答弁は要りませんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はございませんでしょうか。

3番（松尾 仁君）

先ほど議長が広報紙と、それから乳幼児医療費助成、これについて理解されたようですよと言っておられましたけれども、私は納得しておりません。一応そういったことで留保します、この2件については。これをやっておくとまた時間がかかりますので、よく後で熟考をしてください。

最後に、今4番議員ほかいいろいろ触れておられましたけれども、県の緊急雇用対策で総額14,000千円ぐらい出ておりますよね。上から2番目までは問題ないと思うんだけど、3番目以降、都市公園、それから学校給食、放課後児童、上峰中央公園整備、これは主務者はどなたですかね、この緊急雇用対策を取りまとめされたのは。その辺のところをちょっと趣旨を説明してください。ただ単にあなたが各課に連絡して、何かこういった緊急雇用対策で言ってきたおるので出してくれと言ったのか、それともそういったやつを話し合いで精査してこのように上げたのかどうか。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

この緊急雇用創出基金につきましては、県のほうから4月22日付で要望がありませんかという文書が参りまして、その旨を各課に打診いたしました。それで、県のほうも相当急いでいらっしゃったようで、県に5月1日までに要望があれば提出してくれということで、5月1日付で要望書を提出いたしました。そして、5月7日に県から採択通知がありまして、5

月8日にヒアリングを受け、緊急雇用としては6件分を認められまして、今現在、建設課で2件、企画課で1件、教育委員会で3件分の採択を受けて、ヒアリングも終えている段階でございます。

この緊急雇用創出基金につきましては、国の交付金で県において造成された基金を活用して県が事業を行います。委託事業及び直接事業ということで、市町に対して補助金を交付するということになっております。就業期間は原則6カ月未満で、あくまでも非正規労働者並びに派遣労働者等の短期の次の雇用までのつなぎということで6カ月未満とされております。ただし、児童・生徒等、障害者、高齢者等との対人関係のかかわりがあるところにつきましては、1回限りの更新ができますということでございます。ただ、事業の年度としては平成23年度までですけれども、人的には6カ月未満ということですので、6カ月で一回切らなければならないと思っております。

ただ、要件等もございまして、人件費の割合が7割以上なければならないとか、そういうことがありますので、その要件に合致したただいまの6件分につきまして採択を受けているところでございます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

今あなたが長々と答弁されたけれども、その辺のところはわかっているんですよ。ただ、そういったことで出てきた事業について精査をされたかどうかは全然大丈夫かええいなさね。ほかに緊急雇用でやることはなかったんですか。

町長、あなたはこっちのほうにレクチャーを受けましたか、緊急雇用で14,000千円のやつ。受けた。恐らく受けていないでしょう。

例えば、例を挙げますけれども、生涯学習課の中央公園の整備、これは2年かそこらは、前は約2,800千円ぐらいの外注でやっていたわけですね。財政厳しき折ということで、じゃ、部内でやりましょうということになったわけです。これまでそういったふうなことでやっておりました。これがまた復活してきているわけですね。何でアウトソーシング、要するに外注でやらないかのか。今は単に事例を言っているんだから。うちの生涯学習課なら生涯学習課、教育委員会のほうだけでやられるのかどうか。

ほかにやることあるでしょう。例えば、勘太郎川のしゅんせつとか、こういったふうな機会じゃないとやれんようなやつがあるはずですよ、衆知を集めれば。ただ単に上がったやつを、はい、はい、はい、じゃ、これで県に上げましょうというようなことで恐らくやった作業じゃないかと思うんですよ。思われる節があります。そうじゃないですか、産業商工課長。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

これはあくまでもそういう雇用の場を設けるという形ですので、事業云々よりも、そ

う雇用が必要なところについては一応打診をいたしまして、どうですかということでお伺いし、採択通知も受けたところでございます。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

もうこれでやめにしたと思うんだけど、雇用の場を確保するというのはわかるんだ、緊急雇用だから。だから、例えば生涯学習課のを言ったんだけど、ほかになかったのか。こういったお金が来た、せっかく来ましたよ。そのお金を使って、ふだんからこういった問題点を抱えているんだけど、じゃ、絶好の機会だからこの事業をやりたいと、そういった考えは浮かばなかったんですか。これはあなただけを責めてもしょうがないんだけどね、私はそのように思います。

例えば、企画課の都市公園環境整備事業、これは予算が3,000千円か、ずっと圧縮して今まで来ておったもんね。要するに財政厳しい折からと。ずっと緩んでしまっている。次の年度からどうするんですか。外注でやっていくのかな、全部。もう答弁要りませんから、その辺のところはよくよく深刻に考えておってください。ね、教育次長、あなたのほうも。

町長、よかですか。その辺のところは私が言っている真意はわかりますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

じゃ、終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第33号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案第34号

議長（吉富 隆君）

日程第4 議案第34号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第34号の質疑を終結いたします。

日程第5 議案第35号

議長（吉富 隆君）

日程第5 議案第35号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第35号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第36号

議長（吉富 隆君）

日程第6 議案第36号 上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

9番（岡 光廣君）

この件につきましてですけれども、上峰町特別職報酬等審議会の経過日程及び審議の流れ関係の説明をお願いいたします。

総務課長（江頭典雄君）

町長の給料の減額につきまして、特別職報酬等審議会というのがございまして、5月22日にお集まりいただいて諮問したわけですが、その中でる協議をいただきまして、先日からいろいろお話も質問の中でも出ていましたように、現在、特別職の給料の減額をしている状況、あるいは周囲との関係等もいろいろ意見としては出されました。しかし、最終的には、ここに書いていますように、やむを得ないというような形での答申を得たところでございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

この件につきましては、昨日の一般質問等の中でもいろいろとありまして、実は答申の内容ということで全議員さんのほうに一応お渡しをしていただきました。

それで、審議会のメンバーにつきましてはきのうの分でわかっておりますけれども、この審議会が審議会の規定の中で進められていったというふうに思っておりますけれども、この審議会の規約を完全に守られて審議会を開かれていったかどうかということを確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

総務課長（江頭典雄君）

町の決まりとして、そういう報酬審議会の決まりもございまして、それにのっとってお集まりいただいて、その上で協議したというふうに私どもは認識をしております。

9番（岡 光廣君）

この規約の中では、要するに第4条で会長というところですね、会長は会務を総理するということと、第5条の中で、会議ですけれども、審議会は会長が招集をするということになっております。

それで、この中で、私も内容的に審議会の内容は実際にそこに入っていないのでわかりませんが、審議会の招集方法とか、これについては文書とかなんかで正式に交わして進めら

れていったかどうかと。それと同時に、この審議会については、例えば、議事録とか、普通ならば録音するとか、いろんな方法をとられているというふうに思いますけれども、その辺についていかがでしょうか。

総務課長（江頭典雄君）

まず、審議会の招集の関係でございますが、これについては会長が招集するというようなことになっておりまして、しかし、実情としては町長名で今回も招集をお願いしたところでございます。これは今までもそういう例で進んできておりますし、それに倣った形だと思っております。

確かに会長が招集するというようなことにも若干疑問は持っている、非常に矛盾するなところも正直申し上げまして思っております。ただ、会長さんはその都度会議の中で選任をするということにも決まりの中ではなっているかというふうに思っております。時間的な関係もあります。じゃ、だれが最初に招集するかというところまで私どもはいろいろ論議をしたところでございますが、結果的には町長が招集してお集まりいただいたところで、会長さん、副会長さんを互選で決めていただくというような手続で会長さんを選任していただいた状況でございます。その上で会長さんの主導で会議を進められて、答申まで至ったような経過でございます。

その内容についての記録はどうしているかというような御質問でございますが、それについては、テープとか方法はいろいろあるかというふうに思いますが、今までも要点筆記ということで記録をとどめておったわけですので、今回もそういうふうな要領で記録保存ということで今現在はしているような状況でございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

招集の件につきましては、基本的には第5条の中で一応会長が招集するという形になっているけど、今回の場合は、いろんな時間的な問題も多少あったというより、町長が急いでいたという点もたしかあったんじゃないかなということ、町長が招集したということをお聞きしましたので、それはそれとしていいんですけども、この審議会は、実はきのうの答申書の人数を見ますと、規定どおり6名になっております。それで、一応基本的には審議会は6名以内という形になっております。先ほどの総務課長の中で、私は記録関係はどのようにされたかというふうに確認しましたけれども、基本的には審議会は6名になっておりますが、その辺について、要するに実際の要点筆記をされたということでありますので、この分について、だれが要点筆記をされたかということで、審議会そのものは6名以内になっておりますので、例えば、ほかの方がしたならば人数が多いわけですね、審議会の規約の中の人数からいけば。

基本的には、会議を進める上においては、やはり会長が決まれば会長がそれなりに会議を

進められていくのが当然ですけれども、今の流れからいけば、この条例等の中からいけば、その辺がちょっと矛盾しているんじゃないかならうかというふうに思いますので、会議の進め方について、例えば、今このメンバーが6名いますので、それ以上多くなっているということでもありますので、その辺についてどのような見解を持っておられるかお聞きしたいと思います。

総務課長（江頭典雄君）

まず、審議会の招集の関係でございます。私の説明が悪かったかと思いますが、決まりでは会長が招集するということになっておるわけですが、決まりの条文では会長は委員の中から選任をするというようなことになっておりまして、どこであらかじめ聞いて選任をするかというような方法も一つ私どもは非常に危惧をしたところでございます。ただ、今回に限って、町長が時間がなかったということじゃなくて、私どもはそういう手続をとらざるを得ないというふうな考え方から町長名で招集して、その日に会長さんの選任をしていただいたというような経過でございます。今回特別にということではございません。今までもそういう方法でお集まりいただいたということを申し上げておきたいと思っております。

それから、審議会の構成は6名でございます。だれが記録をするのかということでございます。これは条例の中に総務課が庶務を引き受けるというようなことになっておるわけでございます。当然、審議会の中に事務局として私どもが数名入ったということでございます。もちろん審議の中には当然入ることはできませんので、内容については当然触れることもできませんし、参加もすることはできません。ただ事務局として入って、取りまとめをさせていただいたというような内容でございます。

9番（岡 光廣君）

それでは、第4条の中で会長は会務を総理するというふうになっております。会務を総理するとは、この総理というのはどのように理解されておりますか。

総務課長（江頭典雄君）

正確には私も十分認識はしておりませんが、ただ、会を会長さんのほうで進めていただく、あるいは取りまとめをいただくというようなことを、また、いろんな事務的なことを、庶務は総務が引き受けておりますので、事務局あたりにいろんな指示をされると。いろんな諮問に答えるような事務的なことまで含めて会長さんが指示をされるというようなことだろうというふうに私どもは思っています。

9番（岡 光廣君）

そしたら、この審議会の中に基本的には、要するに庶務は総務課において処理するということは実際理解いたします。それで、私も一つ思うのが、一応基本的には会長が会務を総理するというふうになっておりますので、例えば、要点筆記関係、この分については総務課の方が自動的にそのような形をするというふうになっているかどうかということは私も疑問に

思っておりますので、その辺いかがでしょうか。

総務課長（江頭典雄君）

この辺、ただいま御指摘を受けまして、なるほどというように思います。今まで通常の会議等と同じような、非常に失礼ですが、私どももそういう感覚であったものですから、今後そういう取り扱いについては、処理の仕方については十分そういう会議にまたお伺いをしながら対応していきたいというふうに考えています。

9番（岡 光廣君）

それで、一応この会議については会長が進めていかなければいけないということが基本的ですけれども、それを会長さんの指示に従って総務課が進めていくという形が普通の流れになっているというふうに理解をいたしました。

そしたら、実はきのう答申書を渡された中で、実質的にこの答申書そのものがやはり基本的には正式にきちっと仕上げをしてありますので、この分について会長さんがびしっとされた分を庶務係、総務課のほうに提出されたかどうかということを確認いたします。

総務課長（江頭典雄君）

いろいろ会議の中に私ども総務担当が入っておりまして、内容は逐次、概略ですが、要点だけ筆記をしております、それをまとめた形での、そういう会長さんあてのまとめということで提示をして、それを了解いただいたというふうに理解をしております。

9番（岡 光廣君）

一応大体ある程度の意見を聞きましたけれども、要するに時間的になかったという気持ちというのは実はわかります。しかしながら、この書類を作成する段階において、例えば、基本的には庶務がまとめるということに最終的になってくるというように思いますけれども、その分を、要するに基本的には審議会が6名以内というふうになっておりますので、基本的にはその形で進めていくのが本当じゃなかろうかと思うわけです。その中において、要するに審議会の委員さんが6名の中で、例えば、会議を進める段階において、総務課長、要点筆記をしてくださいと。普通の形の場合は、その会議の議長とか会長さんが、だれだれ、要点筆記をしてくれとかいうふうに、このような大事なときに、そういうふうな形を条例に基づいて進めていってもらいたいというのが私の今の気持ちです。

そいけん、上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例というふうに上げていただいておりますけれども、今回の審議会そのものを条例と照らし合わせて、本当にその形で進められたかということを確認したかったわけですよ。そいけん、今の流れからいけば、やはり今までの答弁を聞いた範囲内では本当の条例の流れでされていないというふうに私は理解をしておりますので、これ以上のことは私は言いません。最終的にあすの件がありますので、ここまで確認をして終わりたいと思います。

以上です。

議長（吉富 隆君）

答弁は要らないということによろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）
ほかに御質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第36号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第37号

議長（吉富 隆君）

日程第7．議案第37号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。
これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第37号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第38号

議長（吉富 隆君）

日程第8．議案第38号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番（伊東盛雄君）

ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例、これに私も過去、一般質問で言ったことがありますけど、現物給付はまだ取り入れておられませんか、お尋ねします。

住民課長（鶴田直輝君）

伊東議員のほうより現物給付というお話をいただいておりますが、現在のところ、この条例に関しましての現物給付ということはあっておりません。この制度につきましては、県の補助が参っております、現物給付にすると手数料がかかるというような形でございます、佐賀県としてはまだ取り組んでいないというようなことでございますので、県のほうに取り組むということになれば現物給付というような形で対象者の方の利便性が図られるかと思っておりますけど、現在のところは現物給付ということにはなっておりません。よろしくをお願いします。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第38号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第39号

議長（吉富 隆君）

日程第9 議案第39号 上峰町福祉タクシー利用助成券支給条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番（松尾 仁君）

町長にお伺いいたします。

この福祉タクシー、これは恐らく上峰町だけやっていないということで、トップダウンでやられたんじゃないかと思うんですけれども、身障者というのは身体障害者の方々が主になりますが、そのほか該当するあれは何々チェックされて、もしおわかりになれば、該当者、身体障害者の1級、2級の方が何名、それから、あとこういった方が何名、トータル何名ということがおわかりになれば。ならなかったら福祉課長のほうにお伺いいたしますので。

福祉課長（北島 徹君）

私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、対象者といたしまして、身体障害者の方でございますが、146名、それから、知的障害者の方、療育手帳を所持しておられる方ですけれども、18名、それから、精神保健福祉手帳を所持しておられる方2名、合わせまして166名。この166名の方につきましては、在宅の方のみといたしております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

次は裏づけとなった予算についてお伺いしたいんですけれども、10月以降で年度末まで400千円ということでやられておりますけれども、それは400千円だけで賄えますかね、10月以降3月まで。

福祉課長（北島 徹君）

金額、予算額についてのお問い合わせでございますが、うちのほうといたしましては、基本料金を助成したいということで考えておりまして、基本料金が620円、それに166名の方が半年間の間に4回弱ほど利用されるのではないだろうかということで、他の町村の支給実績等を勘案いたしまして、400千円ということで算定をいたしております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

そうしますと、21年度はそうだけど、22年度はフルだから、その倍額になりますか。

福祉課長（北島 徹君）

21年度につきましてはあくまで予測でございますので、22年度につきましては、おっしゃるように倍額近くになるということで、その実績を計算いたしまして当初予算を要求するということになるかと思っております。

以上でございます。

3番（松尾 仁君）

町長にお伺いいたします。これは大事なことですからね。

平成16年度までは県の補助が出ておりました。そこで打ち切られました。ほかの市町は独自のそういったふうな助成策をやってきたんだけど、なぜうちの町だけ打ち切ったのか、打ち切られたのか、その辺のところの経緯について町長は御承知ですか。それとも、そういうのなしで、じゃ、うちだけやっていないからぜひ予算をつけようということになったんでしょうか。どちらでしょうか。

町長（武廣勇平君）

松尾議員の御質問でございます。平成16年度に打ち切られたということであったと思いますが、その経緯については詳細は存じませんが、通学福祉バス利用をするということでタクシーチケットをなくしたという経緯があると聞いております。詳細はほかにはございません。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。ほかに御質疑は。

2番（原慎和彦君）

非常にいいことをやってもらえると思います。ただ、これをちょっと考えてみれば、町長の給与カットの分をここに持っているということが予算のときの説明やったですね。これはやめていただきたいと。そういった性質の金で予算を組み替えるというのは余りにもおかしいんじゃないですか。じゃ、私たち議員がカットした分は議員がこう使いなさいというようなこともできますか。また、職員もカットしていますよ。町長がカットする分だけトップダウンで仕事をやる、おれがカットした分でしなさいよというようなことに映りますよ、これは。違いますか。だから、町長が組み替えるなら組み替えるでもいいんですけども、その金は財調なら財調、いろんなところに入れて、これは当然一般会計のそういった色がついていない金でやるべきです。いかがでしょうか。

町長（武廣勇平君）

お金に色が無いというところで、これは新しく一般会計の事業として乗せているわけで、ここへ新しく事業として入れているわけでございまして、当然カットした分がここに充てられるというふうな理解をすることもできますし、色がついていない分だけ どういうふうな説明したらいいのか。当然これは私は町単独でやりたいというふうに思って、今回予算化したわけでございます。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

町長、それはいいんですよ。ただ、予算の中で町長のカット部分はどこに行きますかとい

うことで、きちっとこの400千円と30千円のあの印刷代に行きますよと答えていますよね。残りの分は財調のほうに行きますと。町長、それはやっぱり私たちも当初に20%カットしています。それは一般会計の中のどこかにプールされて流れていっています。職員の方も一緒なんですよ。だから、自分たちのカットした金はどこに行っているだろうかと。ですよ。その金をやはり大事に使ってもらっていると、私はそう思っております。職員の方もそうでしょう。だから、町長が今度カットした分をこういった福祉に使うこと 悪いとは言っていませんよ。非常にいいことなんですけれども、そういった私のカットした分はこれですよという生かし方じゃなくして、私のカットした分はここに入れていただいて、その中の全体の中から組むべきだと、私はそれを言っています。いかがなものでしょうか。

町長（武廣勇平君）

このタクシーチケット利用料金助成制度ですが、これはカットしようがしまいが実行させていただきたいと思い、上程させていただく。その中で、これが新規なもので、色がついていないという意味で、私の給与のカット分がこれに充てられたというふうに理解しております。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

そしたら、予算を組んだ課長さん、予備費も少々あったと思うんですよ。ですよ。当初での予備費もあったと思います。430千円ぐらいは超していると思います。予備費から回して組んで、カット分を財調でもいい、また予備費でもいい、そういった回し方は考えられませんでしたか、お尋ねします。

企画課長（川原源弘君）

そういう考え方もできるというふうに思います。

2番（原慎和彦君）

やはり言われるとおり、みんなが財政に対して厳しい中ながらずっとやってきております。そういった中において、当然そこら辺まで配慮して今後は組んでいただきたい。

以上で終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

7番（井上正宣君）

さっきから質問がっておりますように、この福祉タクシーの件については、町長が答弁されたように通学福祉バスの導入と同時に廃止になったことだと思っております。

そして、昨日も申し上げましたように、報酬のカット分、これははっきりと目に見える形で予算上は上げていただきたい。例えば、債務負担のためのそういう金として、きっちりとそこでやっぱり処理をしていただきたい。どこに使ったかわからないような予算の組み方で

は、何のためにカットしているかわからない状態ですから、そこら辺はしっかりと予算の組み方を考えていただきたいと思っております。

それで、この福祉タクシーの件については、再度廃止をしたときのいきさつ、そういったものを十分、議事録が残っていると思いますから、それを読んでいただいて考え直していただきたいと、そういうように思っております。御答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

議事録をしっかりと読んで経緯を把握することは大切でございます。そのとおりにさせていただきますと思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第39号の質疑を終結いたします。

日程第10 議案第40号

議長（吉富 隆君）

日程第10．議案第40号 町道路線の認定について。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第40号の質疑を終結いたします。

日程第11 議案第41号

議長（吉富 隆君）

日程第11．議案第41号 上峰町教育委員会委員の選任同意について。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

4番（漆原悦子君）

教育委員の選任同意についてですけれども、今回、法律改正で保護者である者が含まれるようにしなければならないということで保護者1名を加えることになったものと思いますが、この選任する場合の基準として、どういうことで判断をされておりますか。

町長（武廣勇平君）

4番漆原議員の御質問でございます。選任する前の基準ということでございますが、保護者の中から、教育について熱心な方が、いわゆる教育行政の外からの意見を取り入れるという意味で、保護者を入れなければいけないというふうなお達しがあるというふうに理解しております。

以上でございます。

4番（漆原悦子君）

今、熱心な方が外からの意見を言っていただけるようにということで選任同意をお願いされたと思いますが、私も長年、役員をずっとしてきましたけれども、そういう経験も何もない方からどうやって意見を徴取できるかというところにちょっと疑問がありますので、そのことだけ伝えておきます。

議長（吉富 隆君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第41号の質疑を終結いたします。

日程第12 議案第42号

議長（吉富 隆君）

日程第12．議案第42号 上峰町教育委員会委員の選任同意について。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番（伊東盛雄君）

何か元校長先生とは聞いていますけど、よかったら簡単な経歴をお願いします。

総務課長（江頭典雄君）

議案第42号で矢動丸さんを議案として上げていますが、この方につきましては……

議長（吉富 隆君）

総務課長、矢動丸さんだけじゃでけんて。きちっと質問に答えなさいよ。矢動丸さんじゃでけんでしょう。下の名前を言わなきゃ。

総務課長（江頭典雄君）

失礼しました。ただいま議案第42号に提案をさせていただいております矢動丸壽之さんにつきましては、昭和42年、佐賀大学を御卒業になりまして、その後、昭和44年に神埼高等学校の教諭を皮切りに県内の公立学校教諭を主に歴任されまして、平成17年3月に佐賀県立神埼高等学校を定年で退職されております。その後、18年から19年3月まで鳥栖高校の臨時講師としてお勤めであったというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、議案第42号の質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 4 時45分 散会